

# 第1回ワンウェルフェア大会・学会 「人と環境・動物問題の現状と展望」



2022年10月1日（ハイブリッド）中野サンプラザ7階研修室10

10月2日（ZOOMウェビナー）開催

- \*画面上をクリックし申込の名前に変更が可能です
- \*講義内容や資料の転用はご遠慮ください
- \*個人での録画や画面の撮影などはご遠慮ください
- \*参加者の皆様はマイクをミュートに設定お願いいたします
- \*質問は全員に送信せず、「質問係」までチャットで送信ください



# 開会挨拶

## 渡辺和弘

一般社団法人ワンウェルフェア 代表理事  
NPO法人地域福祉推進事業団代表理事  
(公社) 東京社会福祉士会独立型委員会委員長  
社会福祉士・精神保健福祉士・主任介護支援専門員

精神・医療ソーシャルワーカー、MSW、ケアマネジャー、成年後見人

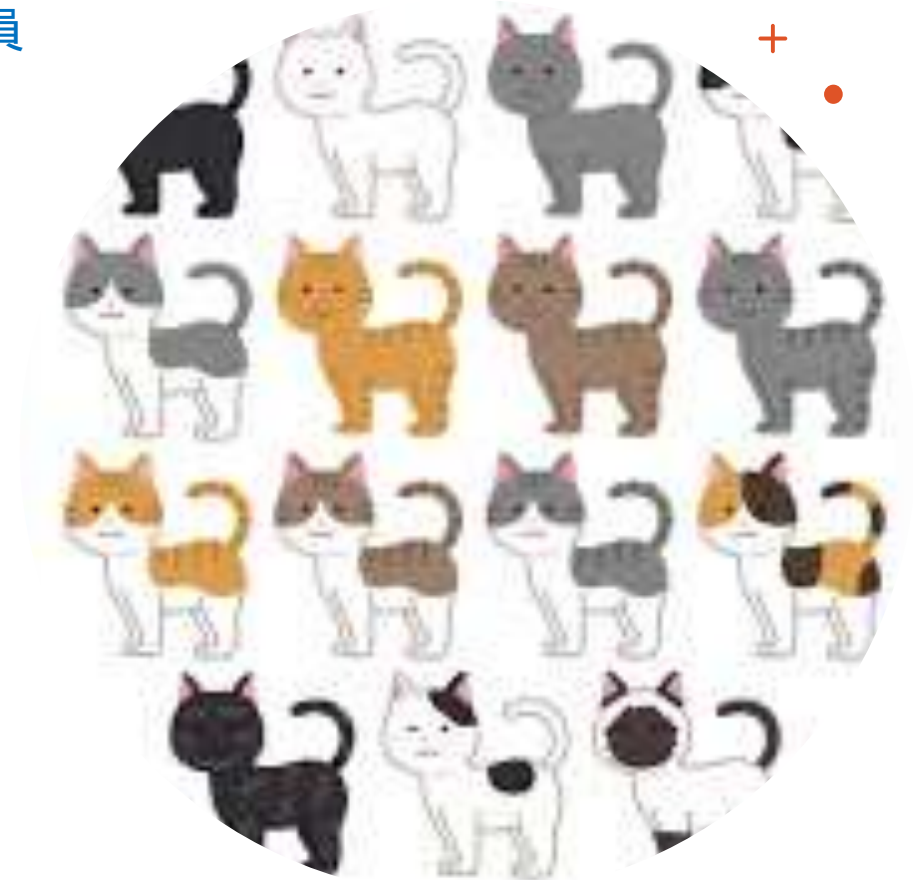
およそ10年間のケアマネジャー経験を振り返ると・・・

「多頭飼育」「譲渡先探し」「不適正飼育」「ペット不可アパートでの飼育」「その他の動物問題」などを経験

当時は必死で高齢者に寄り添って対応したが、高齢者の抱える課題とペットが切り離せない課題という意識は福祉関係者の中ではまだまだ認識が広がっていないものと考えられる。

関わった動物事例では、認知症でセルフネグレクト、本人や家族が障害、幼少期の逆境体験（ACE）、高齢者虐待と動物の不適正飼育、DVとパワレス、などに対応。どなたも共通して穏やかな人柄。

※パワレス：否定的な環境に置かれ主体的に生きる力を奪われた無力な状態



# 多頭飼育崩壊と福祉

## <多頭飼育崩壊の背景>

1. 「ためこみ症 (Hoarding disorder)」 (いわゆるゴミ屋敷) の亜型である動物ためこみ (DSM-V、ICD-11)
2. 強迫性障害、認知症、発達障害 (アスペルガー障害等自閉症スペクトラム)、PTSD、脳機能障害、うつ状態、躁病の関与 (横山2007~2011)
3. 強迫性障害や幼少期の愛着障害、パーソナリティ障害の関与 (Patronek)

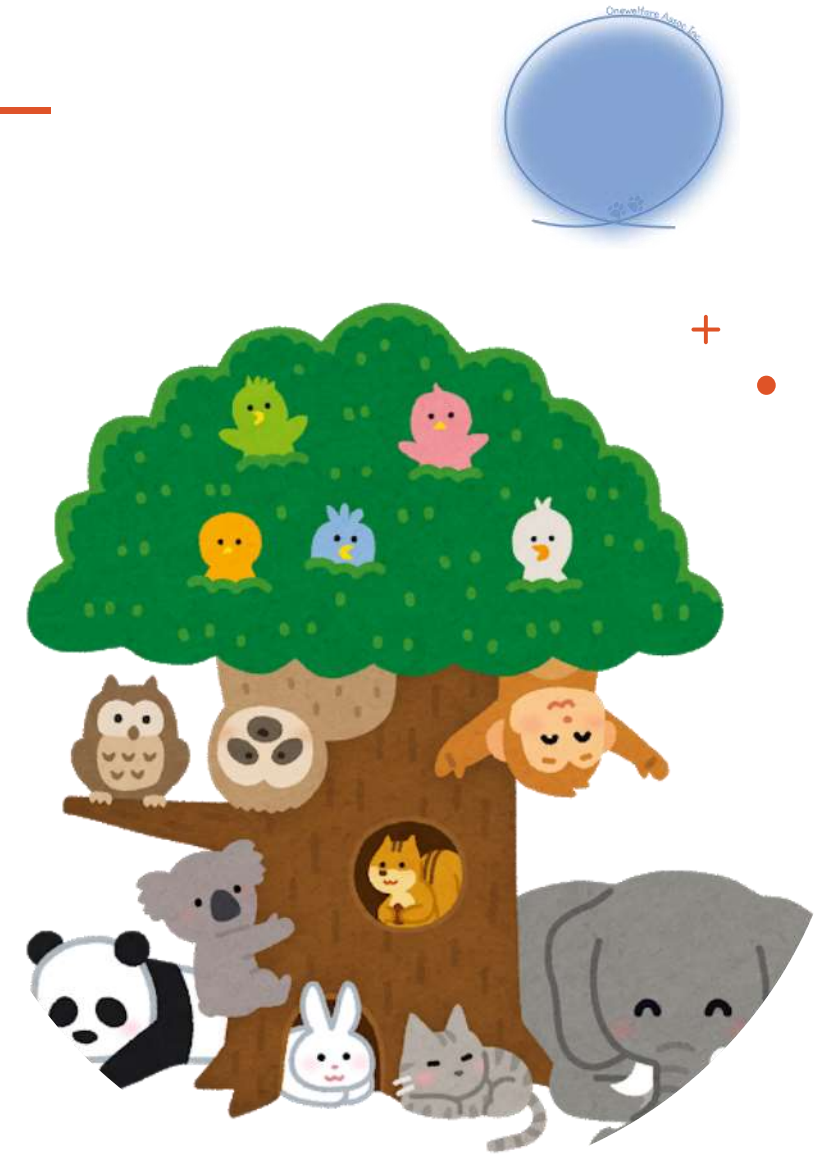
## <対応>

- ・海外では認知行動療法などの治療対象
- ・我が国では法的対応 (動物愛護管理法は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)、動物引き取り対応が先に行われることが多い。
- ・国は「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を発出

※動物引き取り後の再発リスク

**予防のためには福祉職のアセスメントが大切 (手術の有無や頭数等)**

※最も大切なのは飼い主等との信頼関係構築





# (普及啓発) 飼い主の入院に備えて ～事前のアセスメントが大切～

- 入院したらペットをどうしたいか（特に長期入院になったら）
- もしもの時、ペットを預けられる経済状態か  
→ ペットホテルや自費サービス利用（事前に契約！）
- 預けられない経済状態の時は頼れる人があるか  
→ 関係者を把握し、調整を開始する（友人、ケアマネジャー、包括、ケースワーカー、自費サービス  
動物愛護推進員、病院ワーカー、地域福祉コーディネーター等）
- 経済的に預けられず、頼れる人もいないときは今後どうするか検討が必要
- 検討できていないときに入院してしまったら・・・
  1. 本人の意思確認。困難時は成年後見人申立
  2. 関係者や地域の連携で高齢者宅で餌やり（鍵問題に注意）

動物愛護ボランティアは  
「ボランティア」と心得る



# (一社) ワンウェルフェアとは

多頭飼育崩壊をはじめとした人と動物の問題について

動物愛護職と福祉職が集まって考える会。

ワンウェルフェアは「人と動物の幸せはつながっている」の意味。

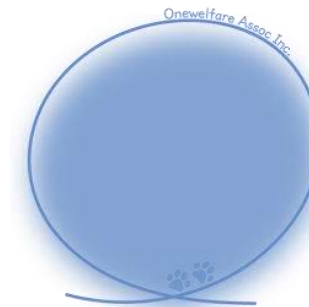
きっかけは「多頭飼育崩壊は動物問題というよりも人間の問題!？」との

動物関係者からの問題提起から。

多頭飼育崩壊等の事例検討や調査研究提言、連携アセスメントシート作成、フローチャート作成、ためこみ症研究、人と動物の問題に関わる国の動きや法制度等についての情報共有、動物愛護職と福祉職の同行訪問、相談支援、普及啓発などを実施。

2019年3月に任意団体として発足。令和3年2月22日一般社団法人へ移行し、普及啓発やネットワーク構築、動物職+福祉職の訪問・相談活動を始動。





# 理念

この法人は、人と動物の幸せを実現するために、両者が関わる問題から課題を調査・研究し、未然予防や再発防止の取り組みをすることを目的とする。

## 価値観

- 人と動物の尊厳の保持
- 互いの背景に思いを寄せる
- 自己責任論で片付けない
- お互いの自由を認めること
- 社会的弱者を支えること



# 行動指針

- 多様性尊重とその教育
- 多様な経験の機会づくり
- 人と動物の問題を通して声を掛け合える地域を再生
- いじめや孤立、排除からの解放
- 「苦しみをもつ人」と「つらい状況にある動物」の支援を実践
- 実践の理論化
- 声なき声を拾うこと
- 多様性尊重と地域再生、実践及び理論化のスパイラルを循環
- 関係機関・団体等との連携・協働





# それぞれの専門性について

- 動物愛護及び適正飼養の推進（動物愛護推進員）
- 地域において、住民の立場に立った相談と援助、社会福祉の増進（民生委員）
- 疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進をはかる（保健所）
- 身体上もしくは精神上の障害、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談、助言、指導、関係者との連携及び調整、その他の援助を行う（社会福祉士）
- 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する（地域包括支援センター）
- 個別支援、小地域の生活支援のしくみづくり・地区社協等の基盤づくり、小地域で解決できない課題を解決していくしくみづくりと三つの役割を担い、一定の小地域圏域にアウトリーチして、住民と協働して問題解決に取り組む（地域福祉コーディネーター）

※みな、誰かの幸せを追求する業務





# アセスメントや連携のためのツール開発

- ・我が国では子どもの数よりもペットの数のほうが多い状況で、ペットに出会うことのほうが多い  
子どもの数 2021.4.1現在 1 4 5 3 万人（総務省報道資料2021.5.4）

- ペットの数 2020年 1 8 1 3 万匹（2020年12月23日一般社団法人ペットフード協会）

※このことから動物問題の数も多いと思われる。しかし動物問題は潜在化しやすく発覚しにくい  
そして、発覚したときには対応困難な多問題状態となっていることが多い→重要なのは早期発見

- ・人の福祉職の行うアセスメントで問題の早期発見が可能となる

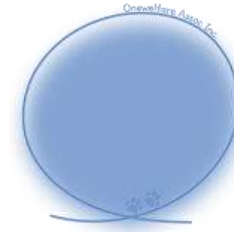
→一般的なアセスメント表には動物の項目は存在せず「住環境」「家族状況」の項目を活用する

- ・周りの人にあたかな関心をもつことも早期発見を可能とする

- ・対応速度が必要なため動物職と人の福祉職の連携がはかれるツールがあるとスムーズ

→ワンウェルフェア開発のツール、環境省発出のツール





# 参考文献

- 厚生労働省ホームページ
- 東京都福祉保健財団 東京都高齢者権利擁護センター研修資料
- 環境省ホームページ 動物愛護管理法
- 総務省報道資料2021.5.4
- 2020年12月23日一般社団法人ペットフード協会調査
- 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」  
<https://www.env.go.jp/press/109357.html>
- ためこみ症とは？【無秩序かつ過剰な収集，廃棄に対する嫌悪・整頓の欠落などを特徴とする強迫性障害】No.4899  
(2018年03月17日発行)P.58日本医事新報社 向井馨一郎（兵庫医科大学精神科神経科学講座）
- [https://www.my-kokoro.jp/books/research-aid-paper/vol49\\_2013/pdf/mykokoro\\_research-aid\\_paper\\_49\\_13.pdf](https://www.my-kokoro.jp/books/research-aid-paper/vol49_2013/pdf/mykokoro_research-aid_paper_49_13.pdf)ためこみと児童思春期に発症する精神疾患の関連についての疫学的研究 中尾智博他
- 社会福祉学評論 第18号 2017 26【論文】不適切な居住環境（いわゆるゴミ屋敷）にある高齢者の様相—2タイプへの分類とためこみ行動に着目した検証—河合美千代
- 「DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院2014
- ICD-11 5 Obsessive-compulsive or related disorders 強迫症または関連症群
- 2011年vol28、30 ヒトと動物の関係学会シンポジウム 資料「多頭飼育」問題を考える 横山章光
- 2007年3月25日号 最新精神医学（A46ページ）「動物への虐待」 横山章光
- Hoarding of animals 1999 Patronek G.J
- ゴミ屋敷と広汎性発達障害 2009 細川雅人
- 横山章光・古荘純一 成人期アスベルガー症候群と多頭飼育の関連についての考察 臨床精神医学 2010



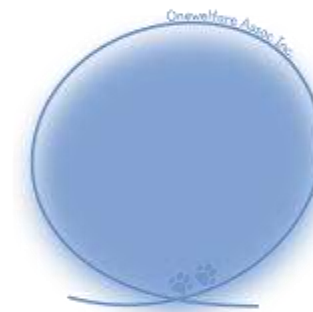
# 開催目的

- 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」が策定され1年が経過。国や地方自治体に取り組んできた動物問題対策・予防対策をふまえ今後について考察します。
- 一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、厚生労働省は地域共生社会を掲げ、重層的支援体制整備事業を立ち上げました。これはゴミ屋敷問題も含まれ、環境・動物問題と関連が深く、同時に考察していく必要があります。
- 私たちは、日常の対応・相談の現場において「人と環境・動物の問題」とどのように向き合えばよいのでしょうか。まずは、「人と環境・動物問題は予防する事が可能である」という事実を認識した上で、人と環境・動物問題リスクが疑われる人の特性を理解し、予防の視点からどのような支援や連携を展開していけるのかを考えるきっかけになることを願って、この大会を企画いたしました。
- 主催：一般社団法人ワンウェルフェア
- 後援：東京都、中野区、東京都社会福祉協議会、東京都介護支援専門員研究協議会、  
日本ソーシャルワーク教育学校連盟、東京新聞

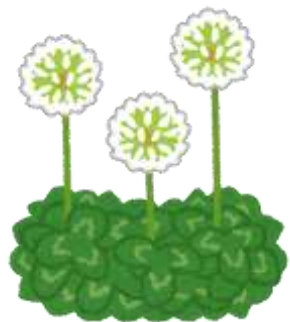
# 1日目の 予定



時間	10月1日の内容（研修上のポイントや注意点など）
13:00～13:30	受付
13:30～13:40	開会挨拶・主旨説明 一般社団法人ワンウェルフェア代表理事 渡辺 和弘
13:40～14:10 講義1	【テーマ】我が国における人と環境・動物の問題～実態と対策・ガイドラインの展望～ 【講師】環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長（予定） （内容）①我が国における環境・動物問題の現状と課題 ②我が国における対策・ガイドラインと今後の展望
14:10～14:40 講義2	【テーマ】重層的支援体制整備事業における人と環境・動物問題との関連について 【講師】厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室（予定） （内容）①重層的支援体制整備事業の現状と課題 ②ゴミ屋敷・動物問題対策と多頭飼育対策ガイドラインの関連及び今後の展望
14:40～15:30 シンポジウム	【テーマ】環境・動物の問題は人への支援が必要だった！ ～職種を越えた連携と地域の支えあいを考えよう～ 【コーディネーター】渡辺和弘（一般社団法人ワンウェルフェア代表理事 東京社会福祉士会独立型委員会委員長） 【シンポジスト】 工藤久美子(NPOねこだすけ代表理事 東京都動物愛護推進員) 岩田有佳乃（地域包括支援センターあだち主任介護支援専門員） 中村佳一（地域包括支援センターほうらい 社会福祉士） 稲葉隆裕（荒川区社会福祉協議会 社会福祉士） 岩浪真紀（P.A.N.D.A研究室 東京都動物愛護推進員） （内容）①動物愛護機関の役割と連携について ②ケアマネジャーの役割と連携について ③地域包括支援センターの役割と連携について ④社会福祉協議会の役割と連携について ⑤災害時のペット問題と連携
15:30～15:40	休憩（質問用紙記入）
15:40～16:20シン ポジウム	【テーマ】人と環境・動物問題における多機関連携 【内容】質疑応答とまとめ
16:20～16:30	閉会挨拶 一般社団法人ワンウェルフェア副代表 新美育子 アンケート記入

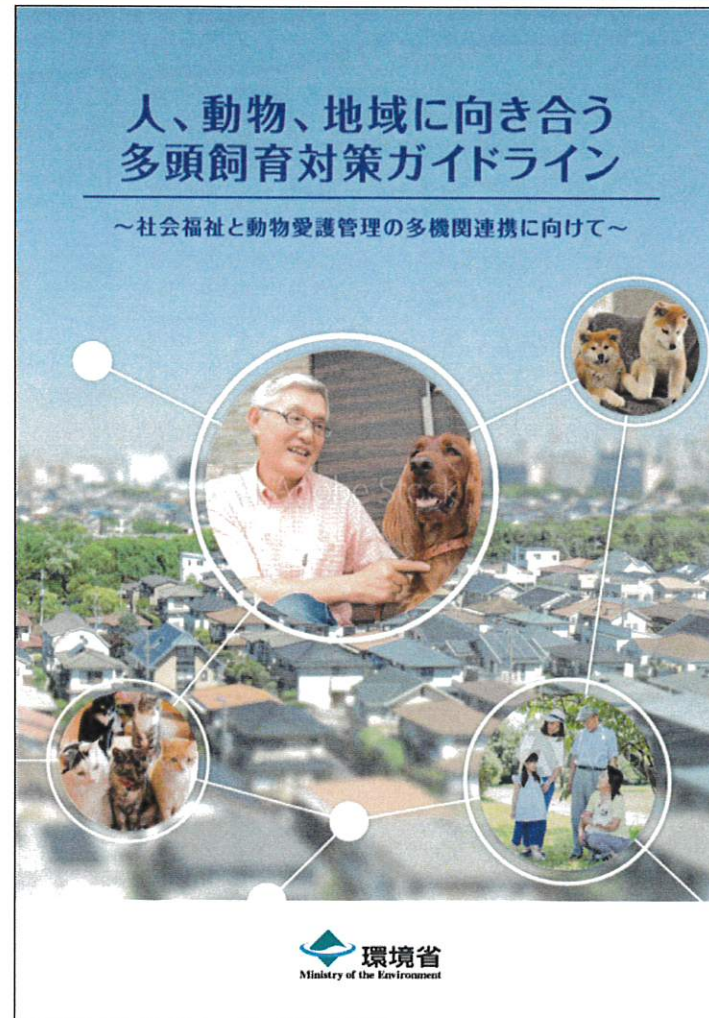


# 2日目の 予定



時 間	10月2日の内容 ※プログラム内容の変更のある場合がございます。
13:30～14:00	受付
14:00～14:30 内、質疑10分	発表1 「動物愛護と福祉の連携構築の取り組み」 ～8050問題と適正飼育問題の事例から～ ○中村佳一（台東区・地域包括支援センター）
14:30～15:00 内、質疑10分	発表2 「介護関連従事者と動物愛護団体の協働の一例」 ～ケアマネジャーから情報提供での成功例～ ○飯島浩美（NPO動物ノート）
15:00～15:30 内、質疑10分	発表3 「不登校におけるSSWの総合的支援」 ～生活困窮家庭における猫の多頭飼育問題を考える～ ○相崎 ゆ美（群馬県教育委員会中部教育事務）、糸井裕子
15:30～16:00 内、質疑10分	発表4 「地域におけるシルバー世代のペット飼育調査から見えた課題と取組」 ～福祉部局との試行的共同取組み～ ○田中恵美（静岡県東部保健所）
16:00～16:30	分科会まとめ、閉会挨拶、アンケート記入等

# 我が国における人と環境・動物の問題 ～実践と対策・ガイドラインの展望～



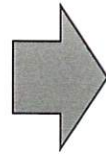
環境省自然環境局動物愛護管理室 野村 環

# 人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン ～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

## 第1章 多頭飼育問題とは

### 1. 多頭飼育問題の3つの影響

飼い主の生活状況の悪化  
動物の状態の悪化  
周辺的生活環境の悪化



### 2. 対策の3つの観点

飼い主の生活支援  
動物の飼育状況の改善  
周辺的生活環境の改善

3. わが国における多頭飼育問題の現状

4. 多頭飼育問題が生じる社会的背景—生活困窮と悪循環のおそれ

5. 発生構造—行われぬ繁殖制限

## 第2章 多頭飼育問題への対応

1. 官民を超えた多様な主体・関係者による連携の重要性

2. 関係法令

3. 多頭飼育問題への対応

・ 予防—発見—発見後対応—再発防止の対応の流れ

・ 対策に当たっての留意事項（個人情報保護、感染症予防等）

## 第3章 事例紹介

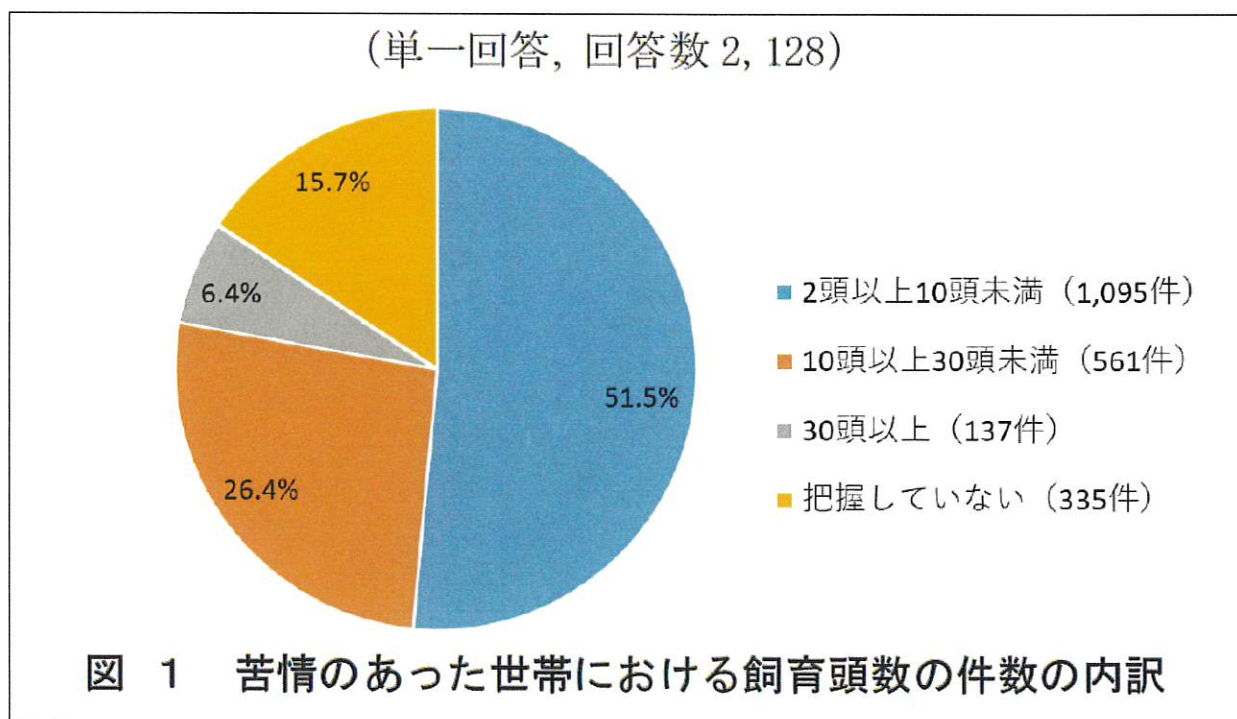
# 多頭飼育問題とは

## 多頭飼育問題の現状

表 1 苦情のあった世帯数（平成 30 年度の多頭飼育の苦情件数）

選択肢	苦情件数	苦情件数 （1自治体あたり平均）
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6
苦情のあった世帯数（政令指定都市）	440	22.0
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9

（出典：環境省，令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査報告書，2020）





# 多頭飼育問題とは

**多頭飼育問題 = 飼い主・動物・生活環境 の状況が悪化している**

(単一回答, 回答数 385)

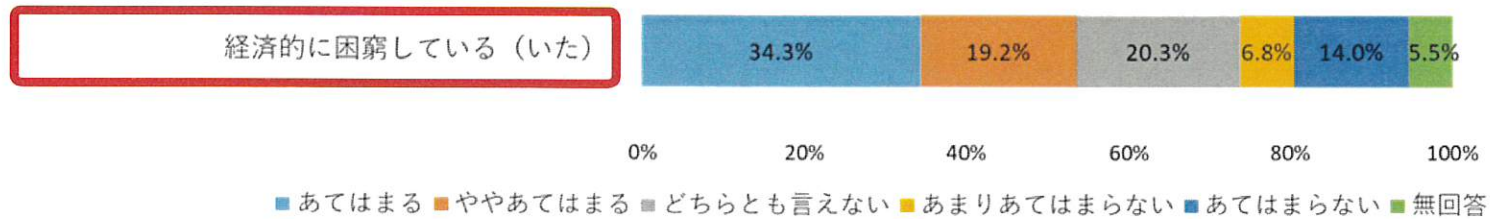


図 4 飼い主の経済状況

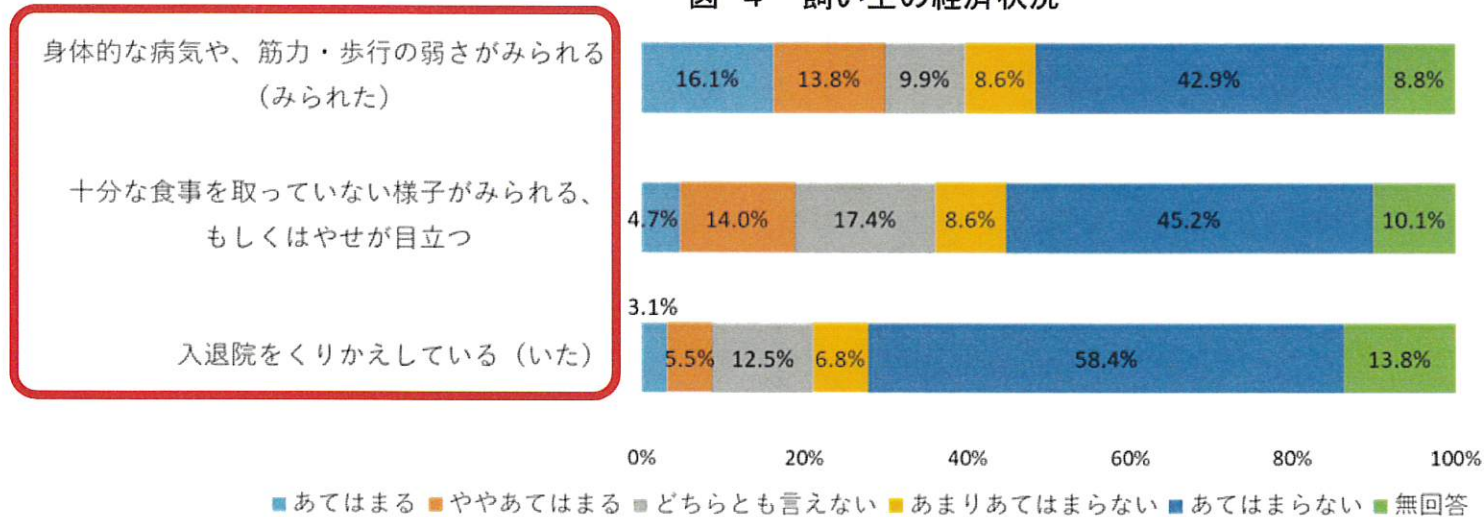


図 5 飼い主の健康状態

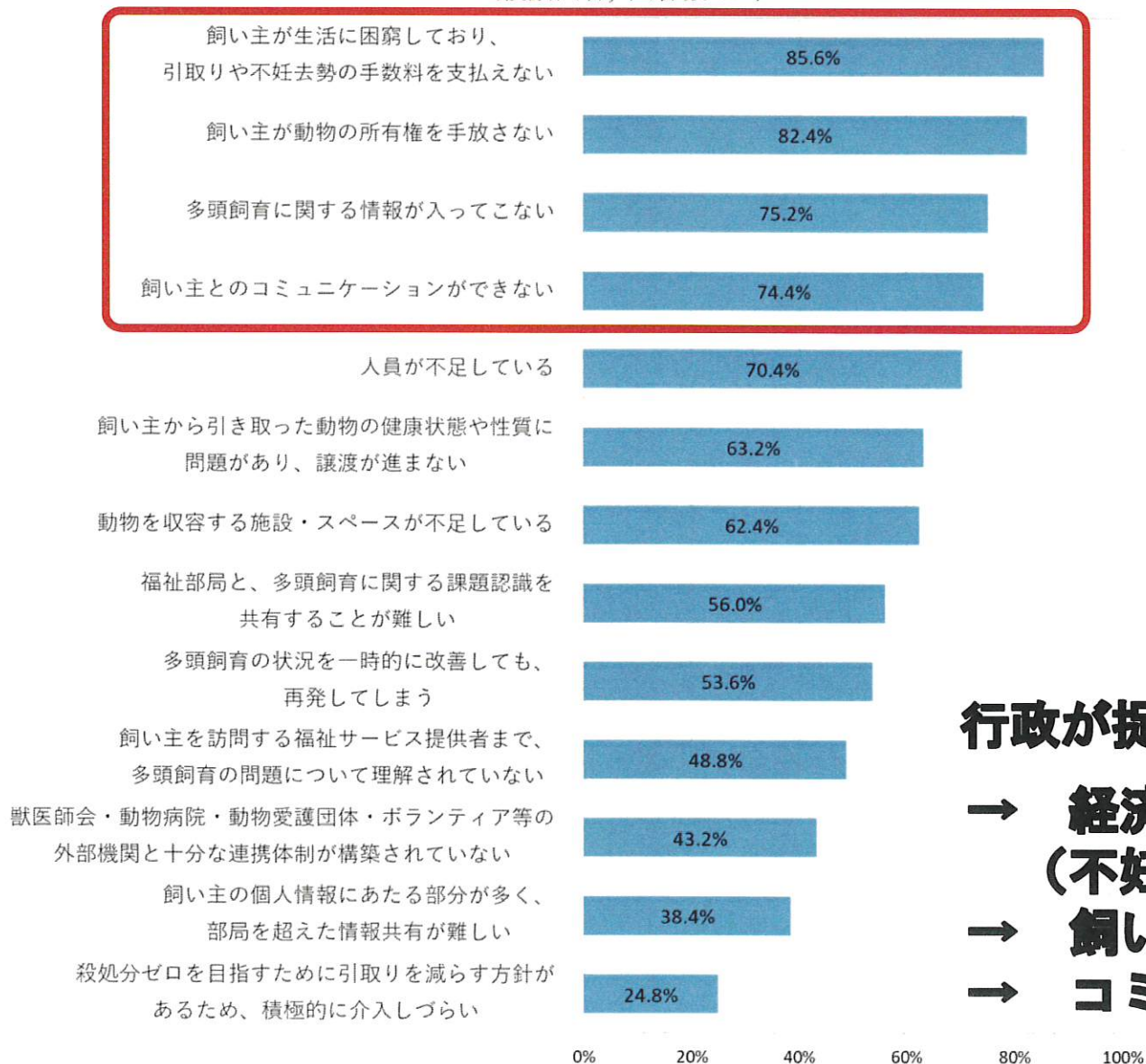
**飼い主の抱えている問題は？**

- 経済的に困窮している
- 病気、体力や歩行の弱さがみられる
- 十分な食事を摂っていない様子がみられる
- 入退院を繰り返している

# 多頭飼育問題とは

**多頭飼育問題 = 飼い主・動物・生活環境 の状況が悪化している**

(複数回答, 回答数 125)



## 行政が捉えている飼い主の問題は？

- 経済的に困窮している  
(不妊去勢の料金が払えない)
- 飼い主が動物を手放さない
- コミュニケーションが難しい

図 3 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題

# 多頭飼育問題とは

多頭飼育問題 = 飼い主・動物・生活環境 の状況が悪化している

多頭の動物を何とかしたら解決する？ → 飼い主が抱えている問題は多種多様

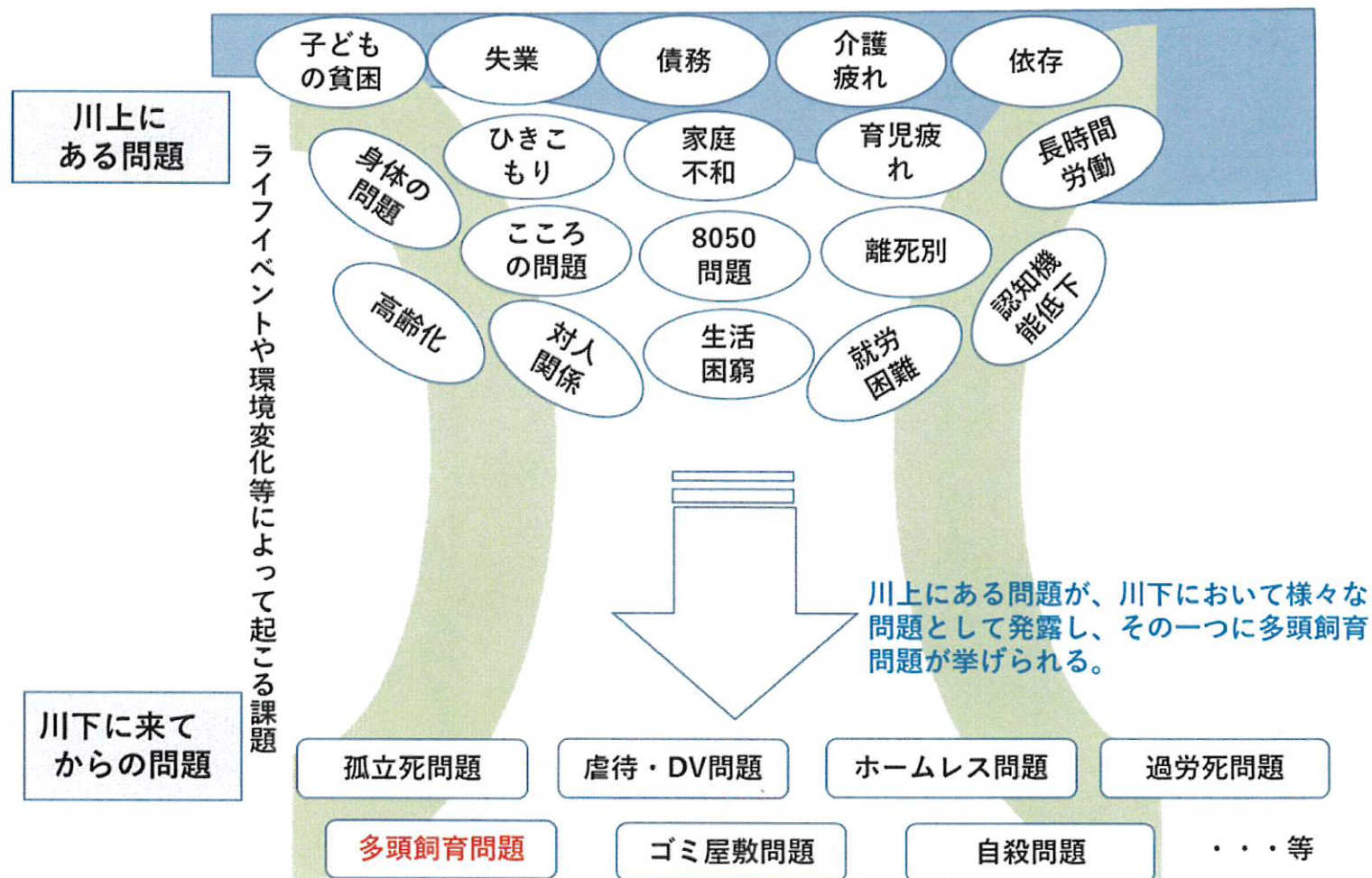


図 6 多頭飼育問題が生じる社会的背景

(出典:佐藤尚治(社会福祉法人 長野県社会福祉協議会), 社会的孤立の背景と要因～社会福祉の立場からみた多頭飼養者の特徴について～ を一部改変)

# 多頭飼育問題とは

**多頭飼育問題 = 飼い主・動物・生活環境 の状況が悪化している**

(単一回答、回答数 385)

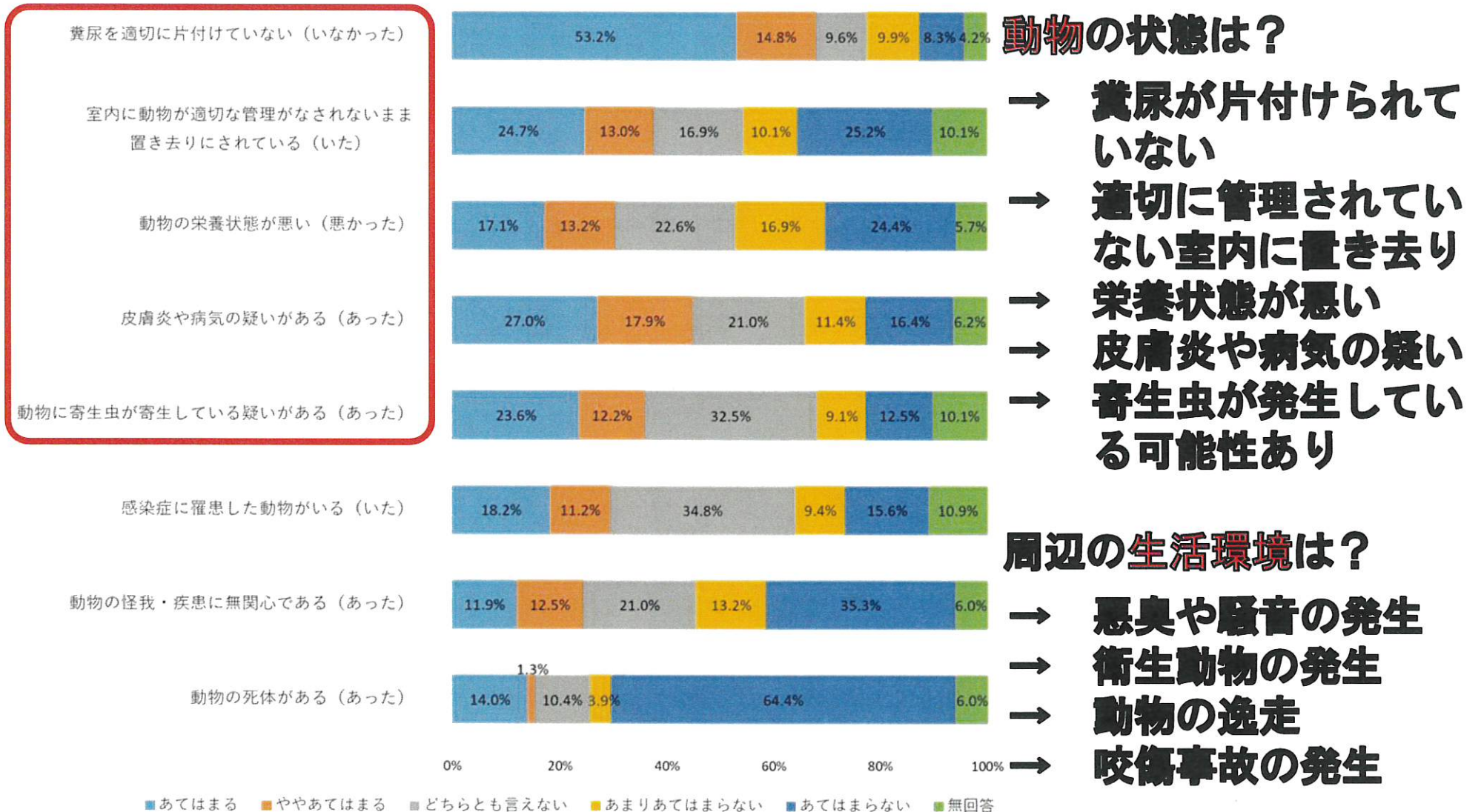


図 2 多頭飼育問題における動物の状況

# 多頭飼育問題とは

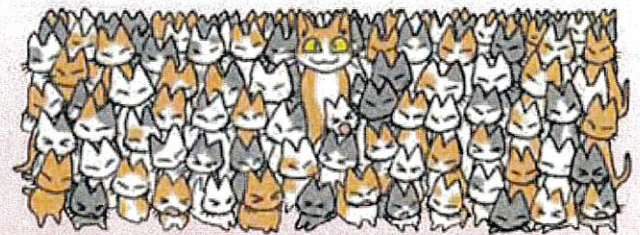
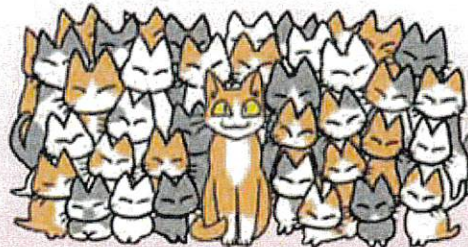
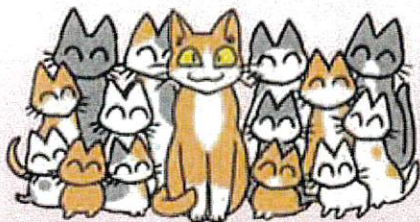
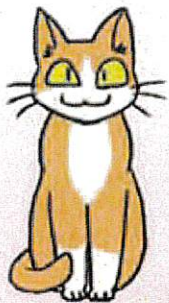
## 多頭飼育問題は3方向から問題解決が必要

- ・ 飼い主の生活状況の悪化…飼い主の衛生状態・健康状態の悪化
- ・ 動物の状態の悪化 …動物の栄養不良・衛生状態の悪化
- ・ 周辺的生活環境の悪化 …悪臭、害虫の発生等

上記のいずれか、若しくは複数（場合により全て）の問題が生じている

## 動物の繁殖力を侮ってはいけない！

1頭のメス猫が…1年後には **20頭**以上…2年後には **80頭**以上…3年後には **2000頭**以上に！



## 動物が増える要因

### ■ 飼い主が動物を増加させる要因

- ・ 判断力の不足
- ・ 経済的困窮（不妊去勢費用負担できず）
- ・ 信念・感情（第三者による説得困難）

### ■ 動物が増加する要因

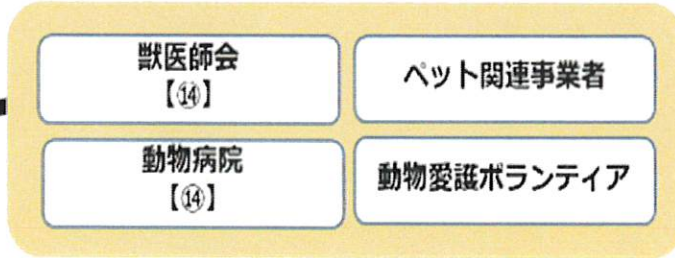
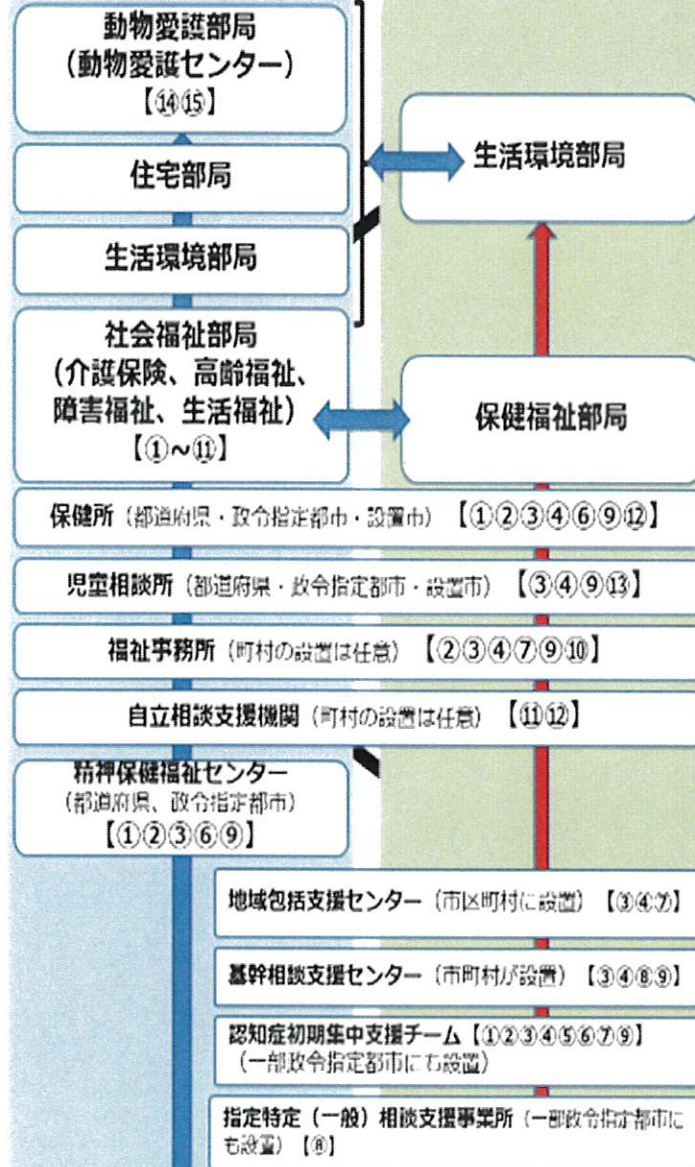
- ・ 動物の高い繁殖能力
- ・ 無責任な餌やり・放し飼い
- ・ 繁殖制限措置未実施

→ 動物は増え続け、人の手による介入（動物の引取り・譲渡・不妊去勢）なしに解決は困難<sup>21</sup> 7

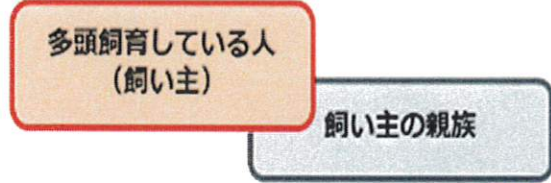
# 社会福祉と動物愛護管理の多機関連携

都道府県・政令指定都市

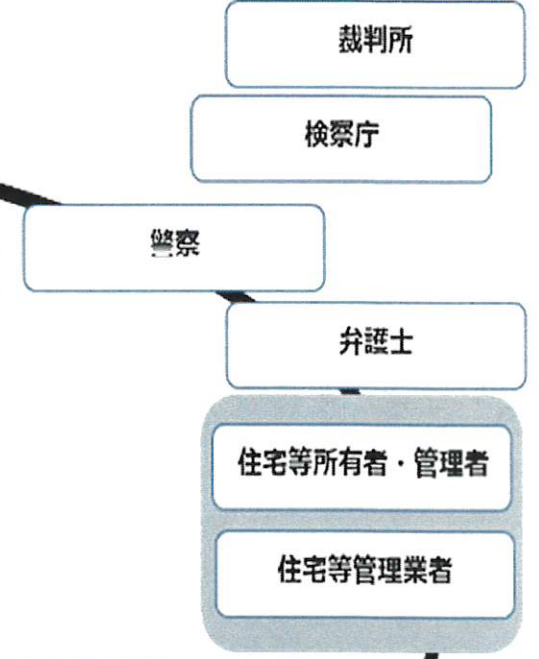
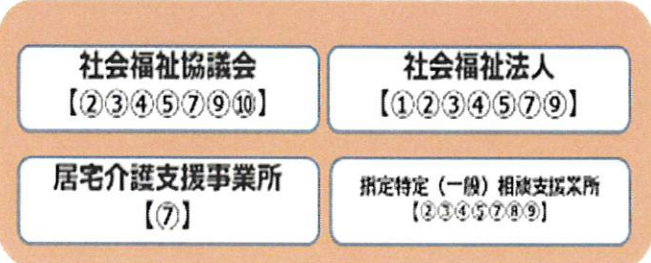
市区町村



## 動物の飼育状況の改善



## 飼い主の生活支援



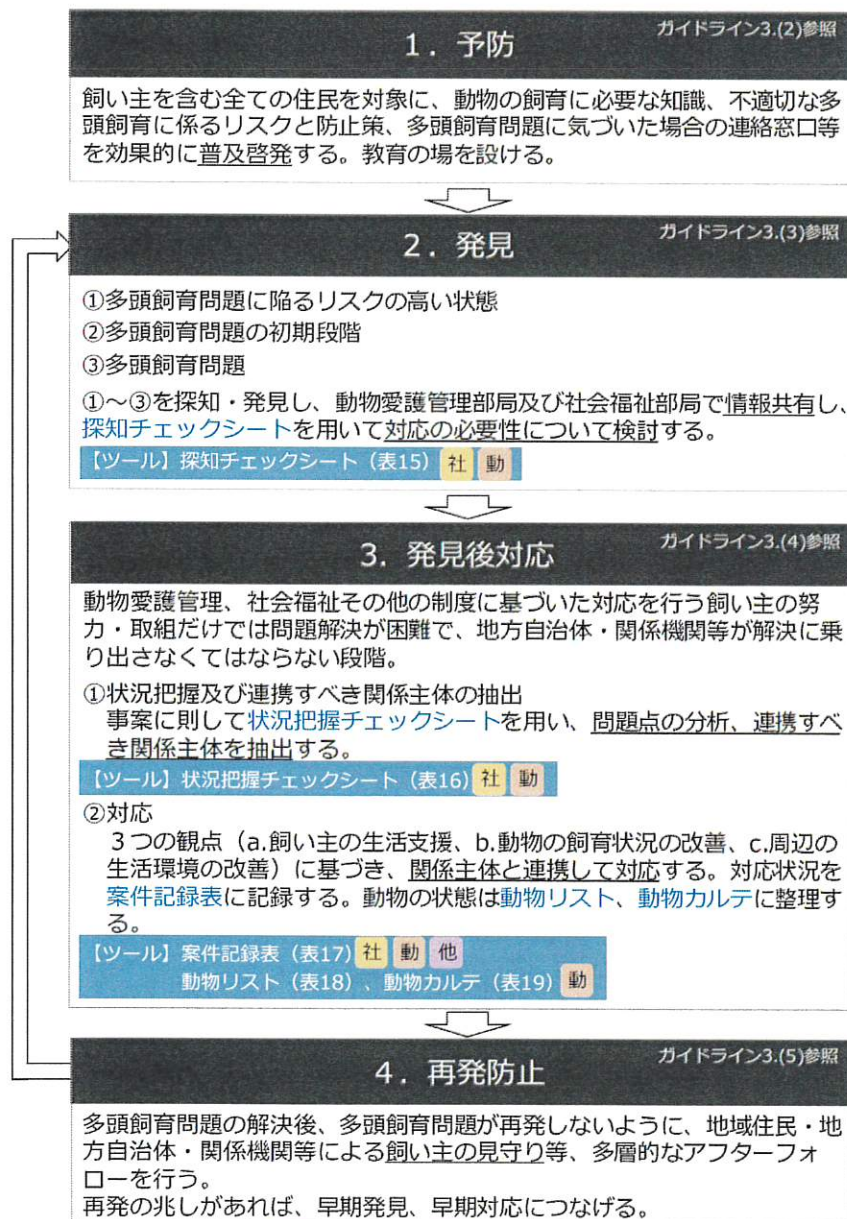
## 周辺の生活環境の改善



◆主たる職位・有資格者  
 ①医師、②看護師、③保健師、④社会福祉士 (ソーシャルワーカー)、⑤介護福祉士、⑥作業療法士、⑦ (主任) 介護支援専門員 (ケアマネジャー)、⑧ (主任) 相談支援専門員、⑨精神保健福祉士、⑩社会福祉主事 (ケースワーカー)、⑪相談支援員、⑫家計相談支援員、⑬児童福祉司、⑭獣医師、⑮動物愛護推進員

# 多頭飼育問題への対応

## 全体の流れ



主なツール活用主体： **社** 社会福祉部局、 **動** 動物愛護管理局、 **他** その他関係主体

**予防 → 発見 → 発見後対応 → 再発防止**

→ **人と動物の命や健康に関わる問題のため、深刻化する前の早期対応が何より大事**

→ **動物の個体数増加を最小にすることで、労力や費用も抑えられる**

→ **関係者が連携して対応することが肝**

→ **予防と再発防止もとても大事**

図 9 多頭飼育問題への対応フロー（概要）

# 多頭飼育問題への対応

## 発見時の対応

### 発見

#### 多頭飼育問題疑い事例の探知・発見

##### 社会福祉関係者

- ・ 民生委員(児童委員)
- ・ 社会福祉事業者  
(社会福祉協議会、  
居宅支援事業所、  
相談支援事業所) 等

社会福祉部局

##### 動物愛護管理関係者

- ・ 動物愛護推進員
- ・ 動物愛護ボランティア
- ・ 獣医師
- ・ 獣医師会 等

##### 行政関係者

動物愛護  
管理部局

##### その他関係主体

- ・ 親族
- ・ 近隣住民
- ・ 大家
- ・ 自治会
- ・ 医師
- ・ 弁護士

等

- ・ 生活衛生部局
- ・ 住宅部局
- ・ 警察 等

相談・苦情

社会福祉部局

情報共有

動物愛護  
管理部局

##### 情報収集

飼い主等の心身の状態、動物の飼育状況、  
衛生状態等の確認

探知チェックシートによる判断 ※1

対応の必要性

高

低

見守り ※2

対応不要

発見後対応

※1：探知チェックシートの項目を基に総合的に判断する。

※2：図12における「地域での見守り等」参照。

図 10 多頭飼育問題への対応フロー（発見）



# 多頭飼育問題への対応

## 発見時の対応

表 15 探知チェックシート の例

目的：発見時の相談、通報や情報収集、現地調査等で得た情報を整理し、対応の必要性を検討する。発見後対応での現地調査の検討、関係主体との情報共有にも活用できる。

作成主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局

記入年月日			
氏名		所属	
連絡先	電話番号：	e-mail：	

1. 相談者等の情報 太枠:個人情報に当たるので取扱注意

氏名		住所	
連絡先	電話番号：	e-mail：	
当事者との関係	同居家族 ・ 別居家族 ・ 近隣住民 ・ 社会福祉関係者 ・ その他 (詳細：(例)町内会長、民生委員、ホームヘルパー等)		

2. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性 ・ 女性
住所					
同居家族	なし ・ あり (続柄： )				

住居	種類	一戸建て ・ 集合住宅 ・ その他 ( )
	周辺環境	住宅密集地 ・ 郊外住宅地 ・ 農村/中山間地域 ・ 商業地/繁華街
性格	非難・暴言	なし ・ あり
	感情のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難
	欲求のコントロール	できる ・ やや困難 ・ 非常に困難
	動物への過度の愛着	全くない ・ あまりない ・ ややある ・ 強くある
意思疎通	家族との関係	
	近所付合い	
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能 ・ 特定の人物なら可能 ( ) 誰でも拒絶

3. 現状

- ・重要度高に一つでも該当する場合、対応の必要性が高いと判断する。
- ・該当性は「○」か「×」で記載、もしくは選択肢に「○」をつける。不明な場合は「-」。

(1) 飼い主等の生活状況

チェック項目	重要度	該当性	備考
日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態である	高		
自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である	高		
経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている	高		

(2) 動物の飼育状況

1. 飼育している動物の種類			
犬	頭	猫	頭
その他の動物 (種類： )			
チェック項目	重要度	該当性	備考
2. 動物の飼育の状況			
不妊去勢手術を行っていない動物がいる	高		
半年～1年の間に、動物の数が増えている	高		
動物は放し飼いにされている(家の内外を自由に出入りしている)	高		
狭い場所(ケージなど)に閉じ込められている動物がいる			
ずっと繋がれたままとと思われる動物がいる			
3. 動物の状態			
極端にやせた動物や、ふらつきのある動物がいる	高		
けがをした動物、病気と思われる動物がいる			
動物の死体・骨がある	高		

(3) 衛生環境

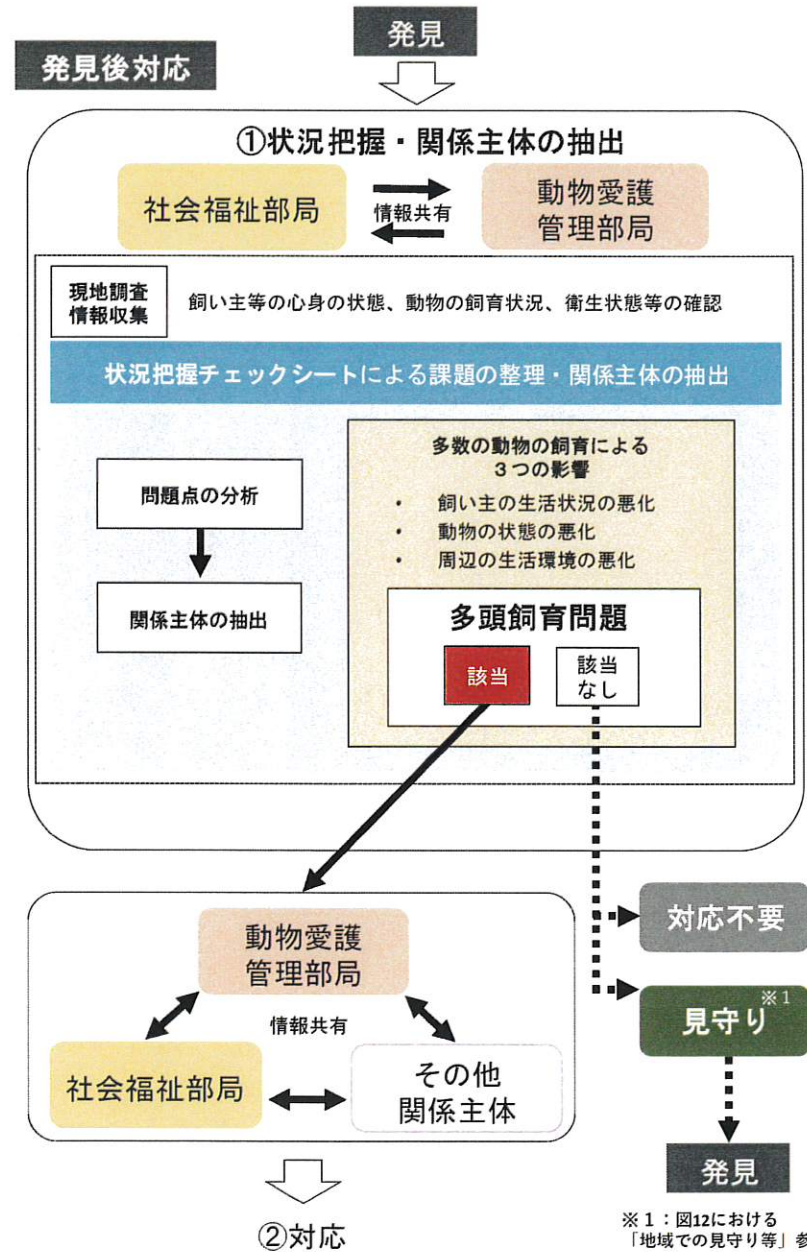
チェック項目	重要度	該当性			備考
動物の臭いを感じる		屋内	屋外	周辺	
鳴き声その他動物の飼育に起因する音が頻繁に発生している		屋内	屋外	周辺	
動物の毛・羽毛が著しく飛散している		屋内	屋外	周辺	
動物の排泄物が目につく	高	屋内	屋外	周辺	
害虫が多数発生している、もしくはねずみが発生している	高	屋内	屋外	周辺	
地域住民等から動物の飼育状況に起因する苦情等がある	複数回は高	ない	1回	複数回	

4. 備考

--

# 多頭飼育問題への対応

## 発見後の対応



※1：図12における「地域での見守り等」参照。

図 11 多頭飼育問題への対応フロー（発見後対応）

# 多頭飼育問題への対応

## 発見後の対応

表 16 状況把握チェックシートの例

目的：発見後対応の段階で、情報収集・現地調査等の結果を整理し、状況把握、問題点の分析、連携すべき主体の抽出を行う。

主体：社会福祉部局、動物愛護管理部局

### 1. 基本情報

#### (1) 記載者情報

記入日		記入者名	
所属	(行政機関名・部署や団体名称等を記載)		
連絡先	電話番号:	e-mail:	

#### (2) 飼い主等の情報 → 探知チェックシートを参照。

### 2. 飼い主等の生活環境

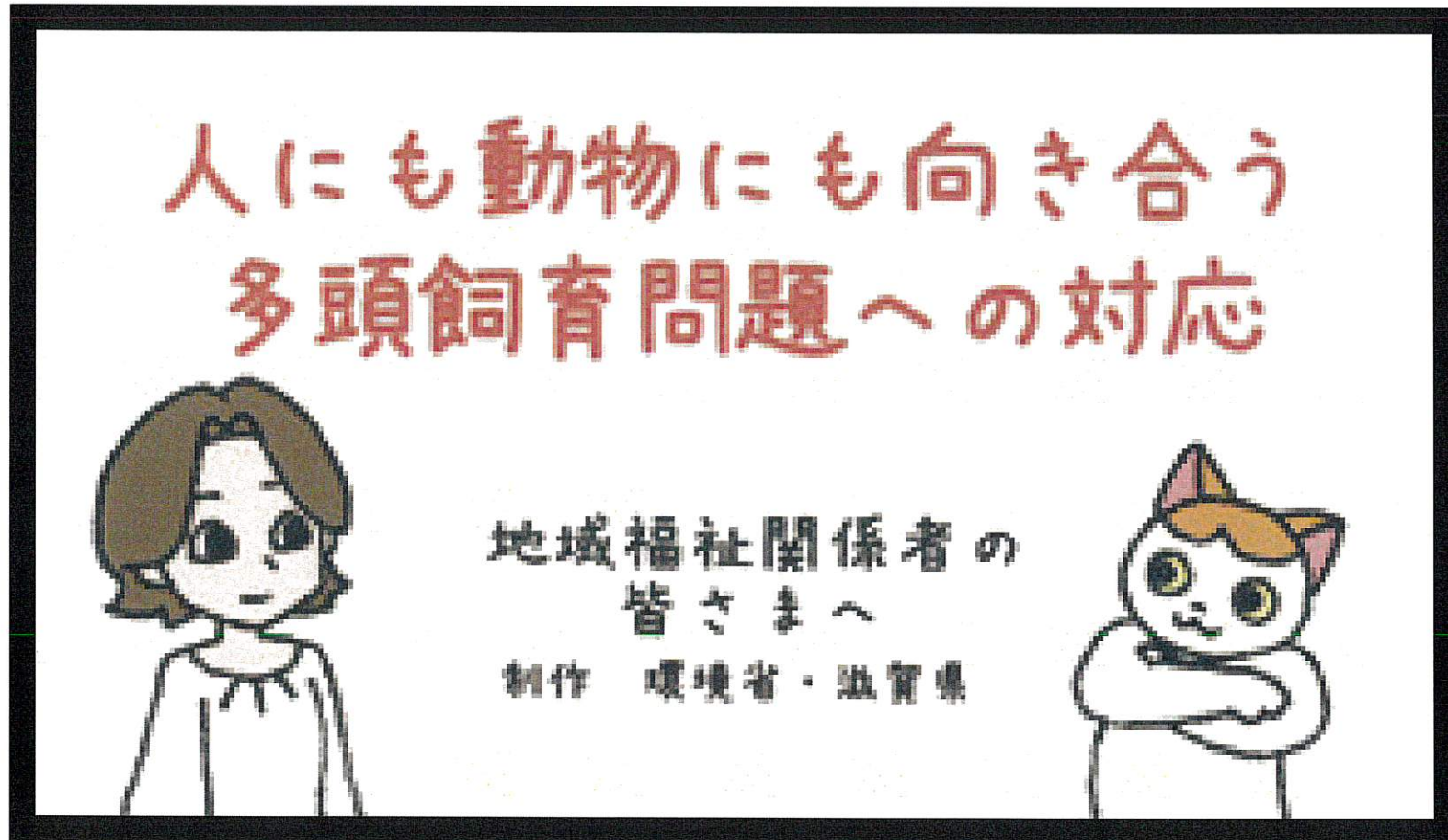
該当性は「○」か「×」で記載。不明な場合は「-」。

チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
<b>(1) 日常生活</b>			
1 日常生活は自分でできるが、多少の支援が必要な状態である。			社会福祉部局(介護保険、高齢福祉・障害福祉・生活福祉)、医療機関、地域包括支援センター等
2 自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である。			社会福祉部局(介護保険、高齢福祉・障害福祉・生活福祉)、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター等
3 コミュニケーションを円滑にすることが、困難である。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉)、保健所、医療機関
4 経済的困窮により、最低限の生活(衣食住等)に支障をきたしている。			社会福祉部局(生活福祉)
<b>(2) 住環境</b>			
5 家屋の破損等により、人が住める状態ではない。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉) 住宅部局・生活環境部局、住宅等管理者、家主等
6 ライフライン(電気、ガス、水道)が途絶えており、代替手段がなく、生命維持に必要な最低限の生活に支障をきたしている。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉)

7	当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。当該建築物等で、多数のねずみが発生している。			社会福祉部局(高齢福祉・障害福祉、生活福祉) 住宅部局、生活環境部局、防災部局、住宅等管理者、住宅等所有者等
8	堆積物に多数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。			
9	臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。			
<b>(3) 家族の状況</b>				
10	虐待等(身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的等)の疑いがある			社会福祉部局(高齢福祉、障害福祉、生活福祉)、福祉事務所、児童相談所、地域包括支援センター、地域活動支援センター、配偶者暴力相談支援センター、医療機関、学校、警察等

### 不適正な動物の飼育状況

チェック項目	該当性	備考	想定される連携先
1 極端に痩せた動物や、ふらつきのある動物がいる			動物愛護管理部局(動物愛護管理センター)・保健所、動物病院、獣医師会、動物愛護ボランティア、動物愛護推進員、警察等
2 動物に、目やに、鼻水、耳の汚れ等がみられる			
3 動物に脱毛、皮膚の赤み、皮膚病等の症状がみられる			
4 痒そうにしていたり、頻繁に体を掻いたりしている			
5 著しく毛玉ができて、爪が伸び過ぎたりしている動物がいる			
6 以前に比べて動物の数が増えている(ように見える)			
7 動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放置されている			
8 屋内または屋外に排泄物が堆積している。			
9 屋内または屋外に動物の死体や骨がある			



滋賀県の普及啓発動画(6分)

R3年度多頭飼育モデル事業の成果

(台東区、滋賀県、熊本市と協力して多頭飼育対策のモデル事業を実施)

# 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討委員会委員

打越 綾子 (座長)	成城大学法学部教授
岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
佐伯 潤	帝京科学大学生命環境学部准教授・くずのは動物病院院長
佐藤 尚治	長野県社会福祉協議会主任
藤田 弓実子*	川崎市健康福祉局保健所生活衛生課長
横山 章光	あいわクリニック院長

\* 第4回まで吉岩 宏樹 オブザーバー：厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室

## 検討会の開催経緯

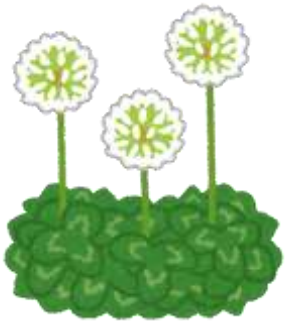
第1回	平成31年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討会の背景と趣旨について</li> <li>・ 多頭飼育問題について</li> <li>・ 多頭飼育対策に向けた課題整理</li> </ul>
第2回	令和元年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物愛護管理法の改正について</li> <li>・ アンケート調査の実施について</li> <li>・ ケーススタディの実施について</li> </ul>
第3回	令和元年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査の結果について</li> <li>・ ガイドラインの骨子（案）について</li> </ul>
第4回	令和2年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査の分析結果について</li> <li>・ ヒアリング調査の結果について</li> <li>・ ガイドラインの作成作業について</li> </ul>
第5回	令和2年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン骨子（案）</li> </ul>
第6回	令和3年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドライン（案）</li> </ul>



# 環境省講演関連資料

環境省資料「もっと飼いたい」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2305a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2305a.html)



## 重層的支援体制整備事業と、人と環境・動物問題について

厚生労働省 社会・援護局 総務課  
地域福祉課 地域共生社会推進室 併任  
社会福祉専門官 道念由紀

○ 近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題が生じている。

中でも飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という。）が、地方公共団体における動物の殺処分削減の取組を大きく妨げている状況にある。

○ 多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く、根本的な解決のためには動物への対処のみならず飼い主に働きかける必要があること等から、今般、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定。



# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える  
新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

# 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
  - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

## 地域共生社会推進検討会における検討

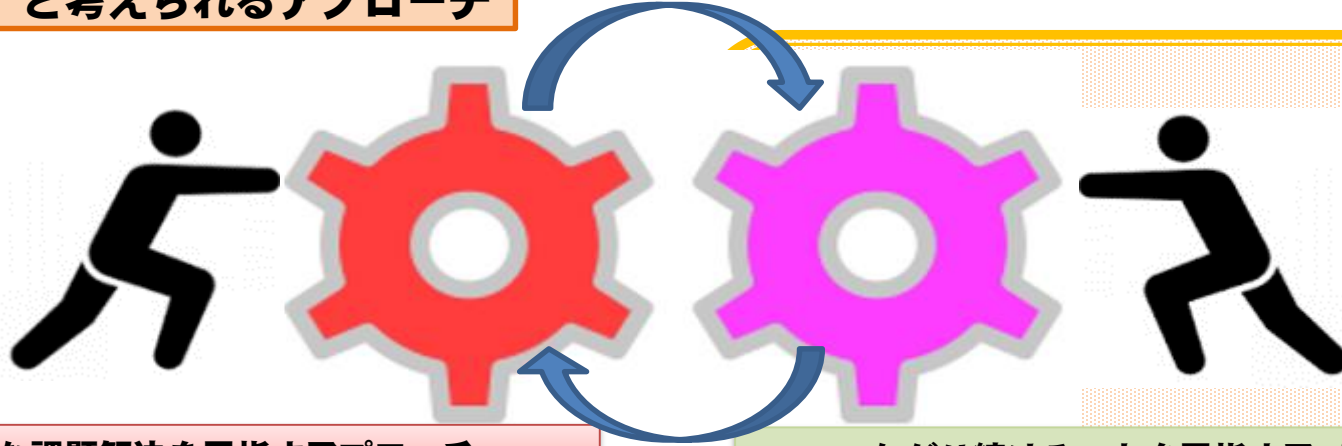
- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
  - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
<最終とりまとめで示された方向性>
  - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
    - I 断らない相談支援**      **II 参加支援**      **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）      等

## 令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定

# 対人支援において今後求められるアプローチ

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

# 伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
  - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
  - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援  
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気かけ合う関係性

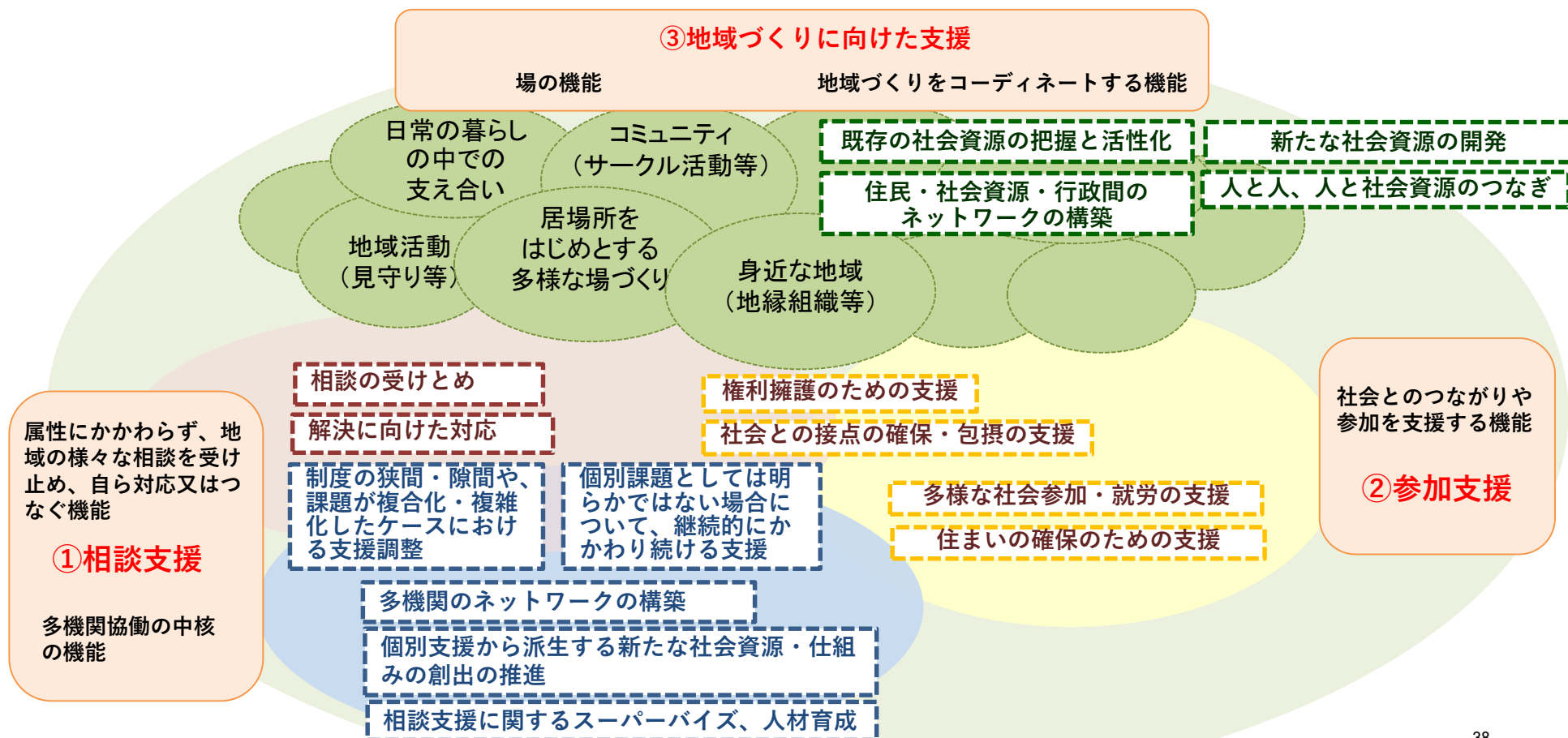
- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

## セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
  - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
  - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
  - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

### 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）  
就労支援      見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

高齢分野の  
相談・地域づくり

障害分野の  
相談・地域づくり

子ども分野の  
相談・地域づくり

生活困窮分野の  
相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

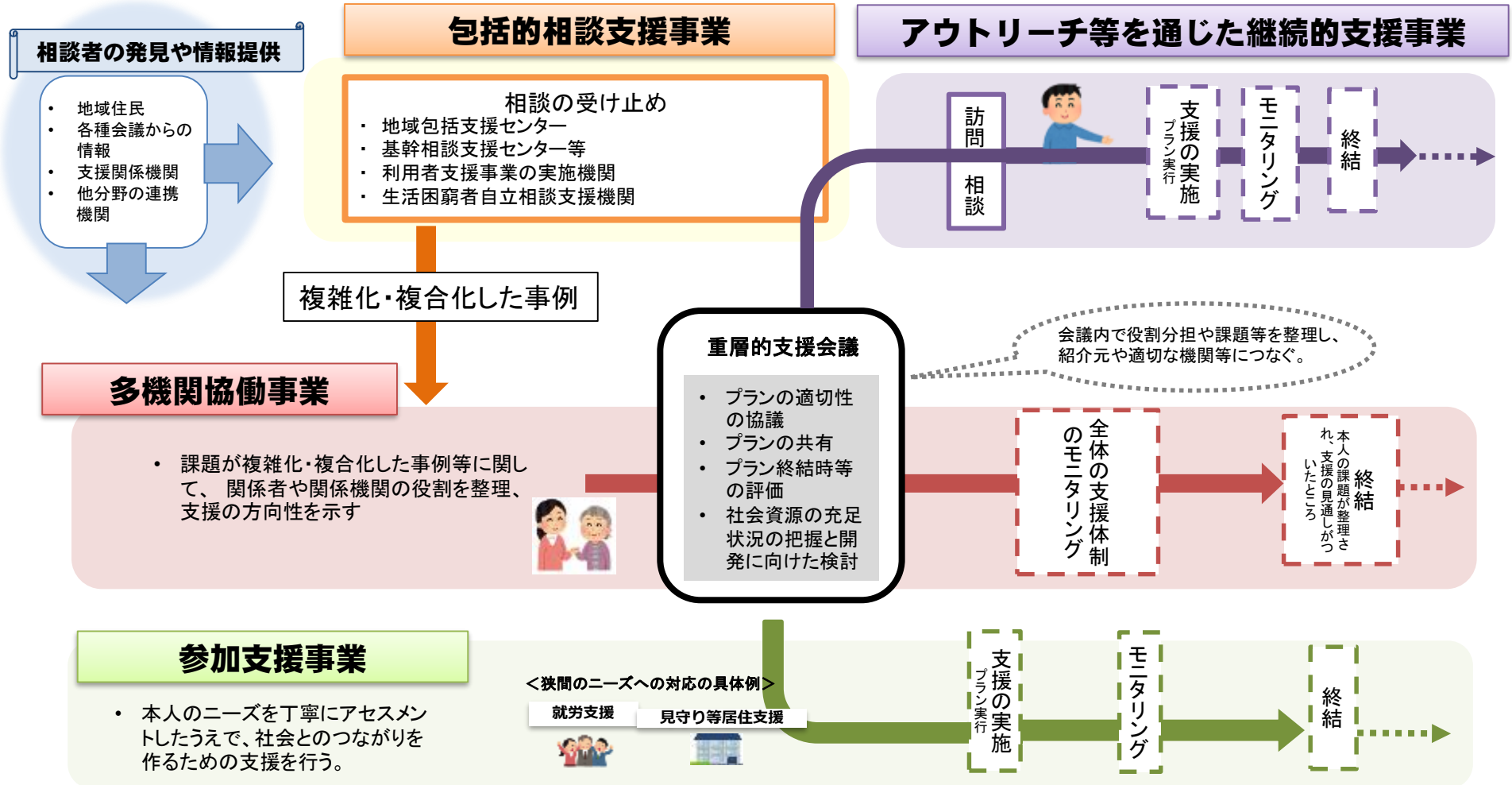
属性・世代を  
問わない  
相談・地域づ  
くりの実施体  
制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる



# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 社会参加に向けた支援の必要性 ～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

## 課題が複合化・複雑化してしまう背景

課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

## 多様な社会参加に向けた支援の必要性

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、**本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要**である。

**多様な社会参加に向けた支援の機能を確保**することが求められている。

### 【多様な社会参加に向けた支援】

#### 既存制度の支援と連携

介護、障害、子ども、生活困窮など属性の特徴に対応した支援

#### 新たな参加支援の機能

単一の属性の支援では対応できない事例や、社会とのつながりの希薄化が長期化し、丁寧な支援が必要な場合など、個別性が高まった事例などに対し、既存の社会資源と狭間のニーズを持つ者との間を取りもつ支援

## 課題の複合化・複雑化の背景



## 自分に合った社会参加に向けた支援



## 生きる力の回復

# 参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

## 参加支援事業の支援対象者



既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

### 【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とされないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

## 支援対象者を社会参加に向けた活動に結びつける視点

本人が抱える課題そのものよりも、**本人のできること、やりたいこと、楽しみに感じること等**を把握し活かしていくことを重視

## 多様な社会資源に対して参画を求める視点

全く新たに何か頼むのではなく、従来の取組や機能を把握・発見し、**できることをもちよってもらう**ことを重視  
※小さい取組でも数多く

## 活用が想定される社会資源



社会参加に向けた支援としては、就労支援、居住支援、学習支援、通いの場など多岐にわたるため、活用が想定される社会資源も、多様な場が想定される



### 【具体例】

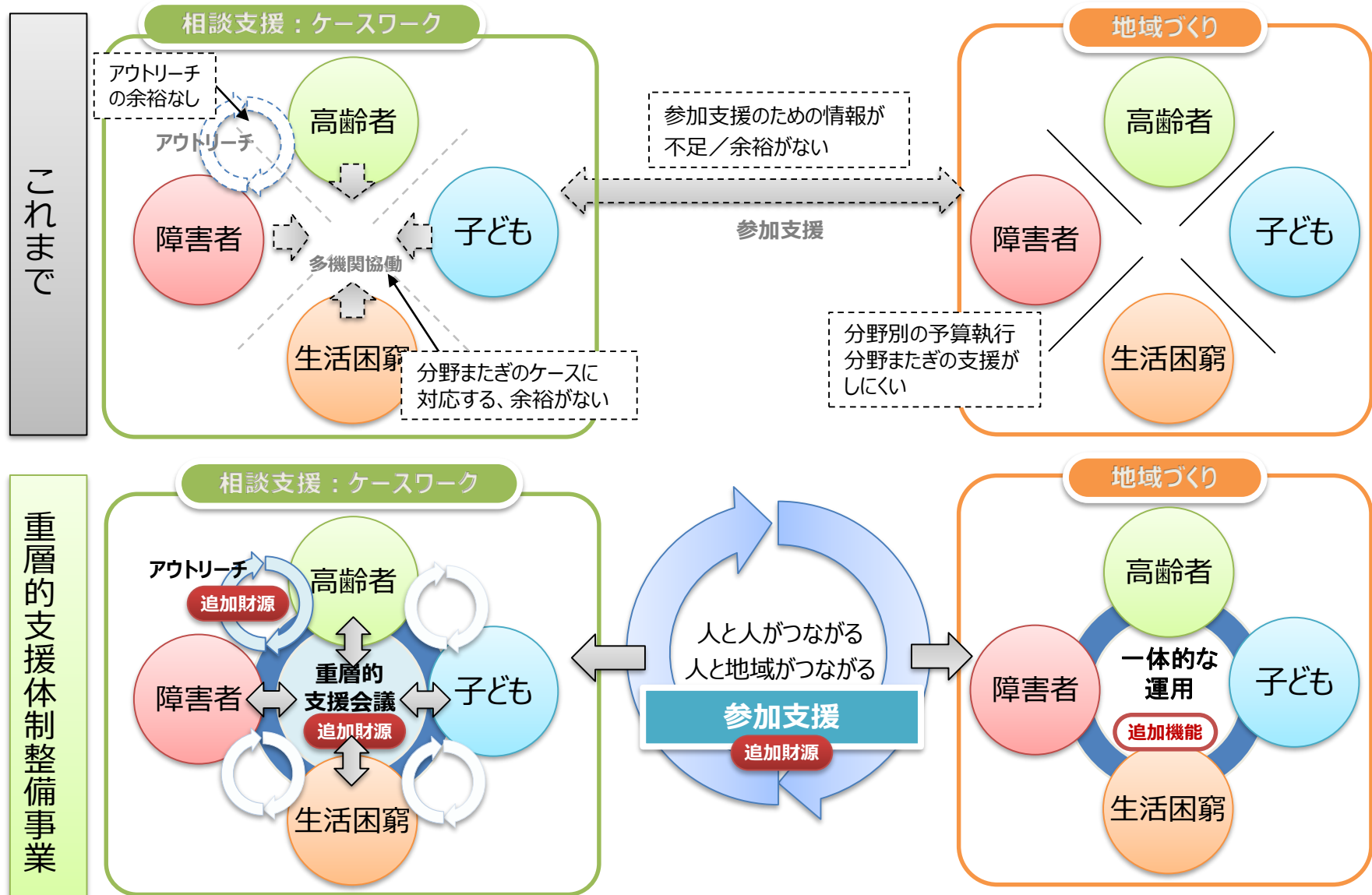
- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど



### 【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

# 重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

# 地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン  
➤ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく。



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

地域共生社会とは

取組事例

地域共生社会の実現に  
向けた取組の経緯

重層的支援体制  
整備事業について

他分野との連携

関係規定  
研修資料等



一人ひとりの暮らしと生きがい、  
地域をともに創っていく社会へ



新着情報

2021年4月1日 [地域共生社会のポータルサイトを公開しました](#) NEW

➤ [一覧はこちら](#)

# 令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市							
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市							
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町							
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市							
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市							
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市							
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市							
青森県	鱒ヶ沢町	東京都	八王子市	伊賀市	広島県	廿日市市								
岩手県	盛岡市		立川市	御浜町		山口県	宇部市							
	遠野市		狛江市	長浜市			長門市							
	矢巾町		西東京市	守山市			香川県	高松市						
	岩泉町		鎌倉市	甲賀市				さぬき市						
秋田県	能代市		神奈川県	茅ヶ崎市		滋賀県	野洲市	愛媛県	宇和島市					
	大館市			逗子市			高島市		高知県	高知市				
	湯沢市	富山市		米原市	福岡県		中土佐町							
	由利本荘市	氷見市		竜王町			福岡県	大牟田市						
山形県	山形市	豊中市	福岡県	久留米市										
福島県	福島市	枚方市		大阪府		福岡県		八女市						
	須賀川市	高石市						高石市	糸島市					
茨城県	古河市	東大阪市						大阪府		佐賀県	岡垣町			
	東海村	大阪狭山市							熊本県		佐賀市			
栃木県	栃木市	阪南市			兵庫県					熊本県	大津町			
	市貝町	太子町					大分県		中津市					
	野木町	姫路市	大分県						津久見市					
群馬県	太田市	尼崎市		宮崎県		竹田市								
	みどり市	芦屋市				宮崎県			杵築市					
	上野村	加東市						宮崎県	都城市					
	玉村町	三郷町							宮崎県	日向市				
埼玉県	川越市	川上村			和歌山県					宮崎県	三股町			
	狭山市	和歌山市					鳥取県				宮崎県			
	草加市	鳥取市	鳥取県									宮崎県		
	越谷市	米子市		鳥取県									宮崎県	
	桶川市	智頭町				鳥取県								宮崎県
	ふじみ野市	北栄町						鳥取県						
	鳩山町	長久手市							鳥取県					
		東浦町			鳥取県					宮崎県				

※134自治体  
 うちR3重層事業 42自治体  
 うちR3移行準備事業 78自治体  
 うちモデル事業実施 99自治体

# 愛護動物部署と福祉部署、 住民組織との連携。

工藤久美子

NPOねこだすけ代表理事  
東京都動物愛護推進員  
(一社)ワンウェルフェア監事



## はじめに

- 多頭飼育問題解決の大きなポイントは、早期発見、早期対応と言えます。
- 早期発見の方法として、地域住民からの情報、福祉関係者からの情報、この2種類の情報が必要と感じます。
- その情報を愛護動物部署、保健所などへ情報提供、関係者全員で対応方法を考える。

## ①福祉関係者からの情報

- 家庭内に立ち入り可能な福祉の方々が、動物事情をまず把握する。
- 問題が少しでもある場合は、それを保健所に情報提供を行い、ご相談をする。
- 問題があるか無いか、或いは今後問題となる可能性については、チェックシートの活用で把握できます。

## ②地域住民からの情報。

- 地域住民からの情報を得る為には、住民の皆様にもます多頭飼育問題を知って頂く必要があります。
- その為には、東京都が民生委員、児童委員に配布している多頭飼育に関するミニパンフレット、これを町会自治会にも配布する。

## ②地域住民からの情報。

- 自治体によりますが、例えば板橋区の「ゆるやかご近助さん制度」。これはこの制度を町会、自治会、老人会などに広報をし、この制度に参加したいという一般区民に講習を行い、参加して頂く。つまり専門的知識は不要であり、地域での活動、見守り、あくまで地域住民のコミュニケーションを念頭に置いた制度と感じました。また、港区の「ふれあい相談員制度」こちらは専門知識を有した方々が、地域の高齢者宅を訪問し、生活状況などを把握する、いずれの制度もケアマネジャー、ヘルパーさんなどが入る以前に自宅訪問が可能でありペットがいればその状況把握も可能と思います。

### ③情報提供を受けた動物愛護部署

- 情報提供を受けた動物愛護部署はその内容により、動物愛護推進員などボランティアの協力で対応可能かどうか判断する。対応可能と考えられるケースは、ボランティア様にご相談。この「対応可能」の基準は、あらかじめ行政内で決めておく。あるいはボランティア様の意見を集約して、対応方法をケース毎に考慮する。

### ③情報提供を受けた動物愛護部署

- 例えば、飼い猫を手術したいが病院も分からず、病院への搬送も不可能。
- 外猫がいるが捕獲がまず不可能。いずれも手術費用は別として、捕獲、搬送のお手伝いはボランティアもしくは猫に詳しい地域住民の方の協力を求める。

### ③情報提供を受けた動物愛護部署

●保護が必要な場合も、関係者全員で話し合い、解決を図る。この全員参加の問題解決へ向けた体制があれば、動物ボランティアも不安を感じず協議に参加できると思います。

#### ④エンディングノート の活用。

- 港区で福祉関係者に配布している「もしもの時に備えて」ミニパンフレット。エンディングノート動物版と言えます。入院など緊急事態の時のペットの処遇について、親族との協議、動物病院、ペットホテルなど予めの対応方法を提案し、飼い主の自覚を促すことにもなります。
- 多頭崩壊のケースでは、とにかく最後まで関わる人を増やすこと。



## ④エンディングノート の活用。

- 動物ボランティアは文字通り無償奉仕の活動であり、行政の委託事業の場合であっても過剰な保護はボランティア自身が多頭飼育崩壊となるリスクもあります。
- これまでは動物のことは動物ボランティア任せでしたが、そうではなく、保健所、福祉部署、福祉関係者、地域住民など全員でできることを持ち寄り、解決を図る。
- 解決するまで、関わった全員で対応を心掛ける。この協働体制の構築が必要と感じます。

一般社団法人ワンウェルフェア  
2022年度ワンウェルフェア大会・学会  
2022年10月1日（土）13：30～16：30

# 介護支援専門員と動物問題

足立区地域包括支援センターあだち  
主任介護支援専門員  
岩田 有佳乃

# 自己紹介

- 介護福祉士、主任介護支援専門員
- 24時間巡回型ホームヘルパー、特別養護老人ホーム介護職員、ショートステイ相談員、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターで勤務
- 現職：地域包括支援センターあだちセンター長

# 介護支援専門員とは

★介護支援専門員＝ケアマネジャー

★介護保険の要支援または要介護の認定を受けた方の中で、  
介護保険のサービスを利用する方の担当をする

★担当するご利用者の相談にのって、介護保険サービスの調整を行ったり、  
生活や療養に関わるサービスの調整を行う

★地域包括支援センターには主任介護支援専門員が在籍

# 介護支援専門員の気づきが人と動物を救う

## 気づきのポイント

- 飼育している動物の有無、動物の状態  
(猫砂がある、水飲みがある、トイレシートがおいてある...)
- 室内の臭い
- 人がもつ疾患や背景や環境など  
(高齢、精神、障害、ゴミ屋敷...)

# 連携の重要性

まずい状況なのかもしれない...

まずい状況になってしまうかもしれない...と思ったら

- 情報収集→本人、家族、ヘルパー、デイサービスなど

どこと連携するのか

- 地域包括支援センター？
- 保健センター？
- 行政？
- ボランティア？

# まとめ

動物と一緒に人の部分を見ていく役割が介護支援専門員にはある

- 早期発見
- 早期連携
- 人への支援→動物を飼い始める前に人と動物の支援方法を検討
- 介護と一緒に予防が大切
- 入院・入所、逝去などの理由で飼えなくなった場合の事も事前に話し合っておく
- 関係者での情報共有
- 災害時の避難方法や場所を検討

ご清聴ありがとうございました



# 地域包括支援センターについて

～地域包括支援センターの役割と多頭飼育問題の早期発見～

2022年10月1日（土） 13時30分

（一社）ワンウェルフェア大会・学会

（一社）ワンウェルフェア 事務局長 中村佳一

# 本日本話しする事

- 1地域包括支援センターについて
- 2地域包括支援センターの業務と役割について
- 3相談から見えるペット飼育の課題と多頭飼育の予防
- 4資料
- 5まとめ

# 1 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターは2005年(平成17年)に介護保険法に規定され創設され、以下の事業を行う地域の相談窓口です
- 全国の市町村に5,221か所設置され、(ブランチ等含め7,335か所令和2年4月末)
- 東京都台東区には7ヶ所(あさくさ・やなか・みのわ・まつがや・たいとう・くらまえ・ほうらい)あります
- 市町村により基幹型, 委託型、ブランチ(支所)等形態あり、呼称もさまざまです
- (○×包括支援センター・□△おとしより相談センター等)

# 1 地域包括支援センターについて

- [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chiiki-houkatsu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)
- 厚生労働省ホームページ参照

# 1 地域包括支援センターについて

あさくさ 電話:03-3873-8088 (浅草・千束・花川戸)

やなか 電話:03-3822-1556 (谷中・上野桜木・上野公園  
・池之端)

みのわ 電話:03-3874-9861 (下谷3丁目・根岸4・5丁目  
・三ノ輪・竜泉・日本堤)

くらまえ 電話:03-3862-2175 (雷門・駒形・寿・蔵前・  
三筋・小島・鳥越・浅草橋・柳橋)

# 1 地域包括支援センターについて

まつがや 電話:03-3845-6505 (根岸1・2・3丁目  
・下谷1・2丁目・入谷  
・北上野・松が谷・西浅草)

たいとう 電話:03-5846-4510 (東上野・上野・元浅草・台東  
・秋葉原)

ほうらい 電話:03-5824-5626 (今戸・東浅草・清川・橋場)

# 1 地域包括支援センターについて

- 例えば東京都台東区では以下の通りです。
- <https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/koreishasodan/chiikihokatsujien.html>
-  台東区ホームページ参照

## 2地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターって？
- 地域包括支援センターは地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実施に向けた中核的な機関として市町村が設置しています
- 地域包括支援センターの業務は地域包括ケアシステムの構築を目的に①総合相談業務②包括的・継続的ケアマネジメント③介護予防ケアマネジメント④権利擁護業務に加えて生活支援業務等がある
- 介護保険の代理申請や各市町村の高齢者福祉サービスの申請、虐待通報の窓口業務、見守り活動、地域ネットワーク構築等さまざまな業務を担っている
- 対象者は原則65歳以上の地域で暮らす高齢者だが、40歳以上の介護保険第2号被保険者の方や、独居高齢者の親族や関係者も含まれる



# 1 地域包括支援センターについて

- 地域包括支援センターって？
- 地域包括支援センターについて【別紙参照】  
厚生労働省ホームページ参照
- 地域包括ケアシステムについて【別紙参照】  
厚生労働省ホームページ参照

# 1 地域包括支援センターについて

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,500万人を超えており、2042年の約3,900万人でピークを迎えますが、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

# 1 地域包括支援センターについて

- このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省においては、**2025年(令和7年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。**

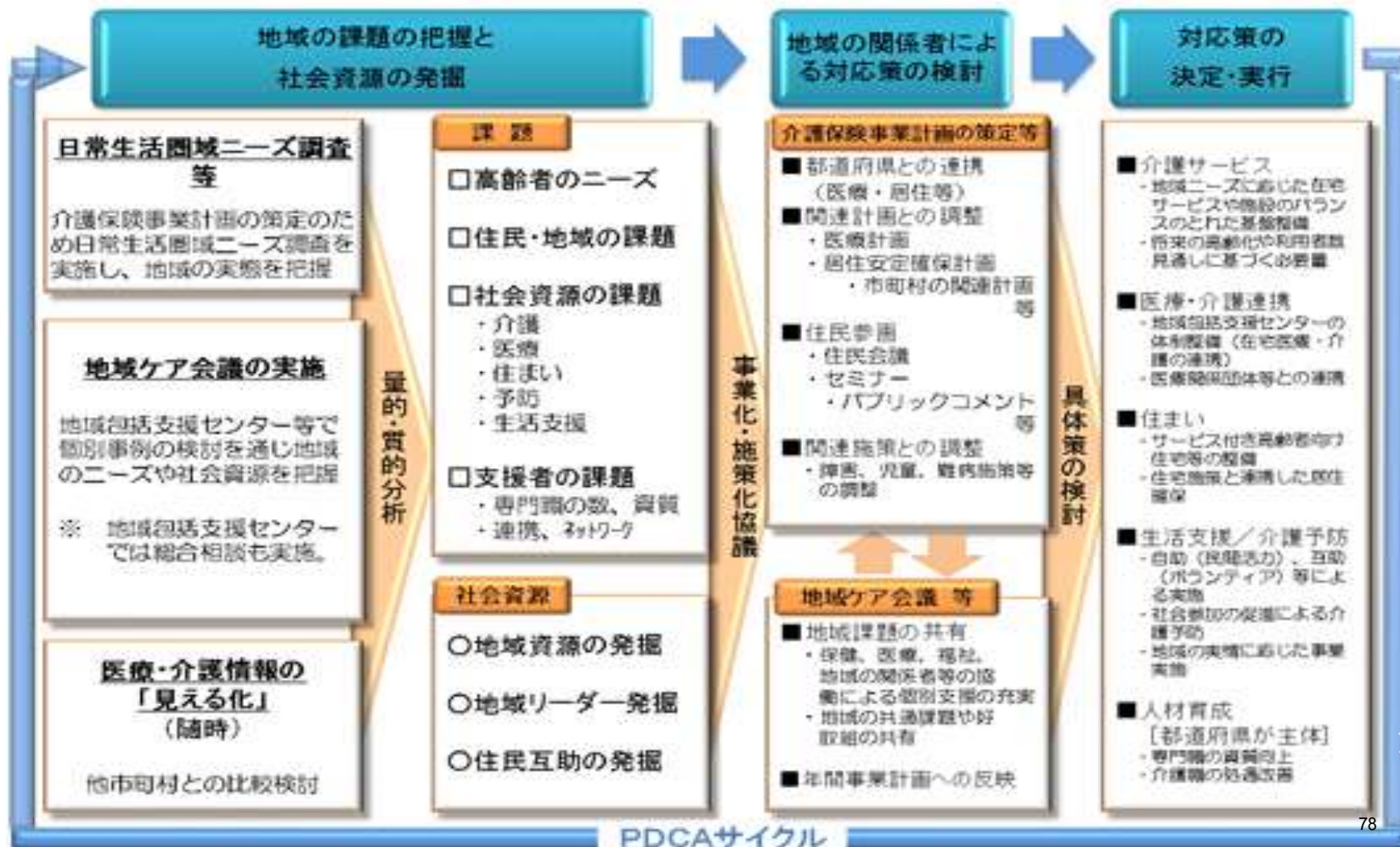
## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**





## 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



# 1 地域包括支援センターについて



## 2地域包括支援センターの業務と役割について

### ○ 主な業務内容

1. 高齢者の日常生活の支援や介護に関するさまざまな相談
2. 心身の状態に合わせた適切なサービスを継続的に提供できるよう支援
3. 介護予防に関する相談や介護予防ケアプランの作成
4. 高齢者の権利を守るための支援(虐待の防止、権利擁護事業等)
5. 介護保険の相談や新規申請
6. 紙おむつ、日常生活用具(シルバーカー・リハビリシューズ・杖  
防水シート等)、高齢者すこやか訪問、特別養護老人ホーム等の  
申請受け付け(台東区)



## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 自助・互助・共助・公助と地域包括ケアシステム
- 自助⇒自分の事は自分で、
- 互助⇒地域社会の維持、家族、親せき、近所の助け合い、ボランティア、友達
- 共助⇒社会保険制度(介護保険法の理念—国民の共同連帯)保険料の負担
- 公助⇒税金によるセーフティネットの構築、社会福祉、社会保障、地域づくりコーディネート

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 地域共生社会に向けた取り組み

地域包括ケアシステムの深化＝地域共生社会

「地域共生社会」とは、今後日本社会全体で実現しようという社会全体でのイメージやビジョン

「地域包括ケアシステム」とは「地域共生社会」を実現するための「システム」

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 地域ケア会議について
- 地域包括ケアシステムの体制整備、高齢者個人の支援の充実
- 自助・公助を活性化しつつ様々なニーズを充実させる社会資源の整備
- 個別のケースに当てはめて地域ケア会議を開催

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 地域ケア会議の5つの機能
- 1個別課題解決機能
- 2ネットワーク構築機能
- 3地域課題発見機能
- 4地域づくり・資源開発機能
- 5政策形成機能

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 1個別課題解決機能
- 個別ケースについて地域の支援者を含めた多職種協働で多角的に検討し、個別課題の解決を図る
- 上記のプロセスを通じて地域包括の職員や介護支援専門員の課題可決能力を向上させ、自立支援につながるケアマネジメントの質を高めることができる

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 2ネットワーク構築機能
- 地域の支援者の相互の連携を強めることができる
- 課題可決を図る上で関係機関の役割が明らかとなる
- 同じ目標に向かって協働することで成功体験を得ることができる
- ケースにより専門職だけでなく、住民参加も促すことで地域住民の関係性が高まる

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 3地域課題発見機能
- 個別ケースを通じて内在する課題やニーズや予備軍を明らかにし地域課題の解決や優先度を明らかにできる
- 明らかになった課題に対し、誰が、いつどのように対応するかを明らかにできる

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 4地域づくり・資源開発機能
- 地域見守りネットワークやインフォーマルサービス等必要な社会資源などを地域で開発する
- 地域包括支援センターの県域を越えて対応すべき事案については市区町村が率先して対応することが重要となる



## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 5政策形成機能
- 市区町村が中心となって既存の政策や予算では解決できない地域課題については解決に向けた新たな政策立案や実行することが求められる
- 社会基盤の整備や等について行政計画等に位置付けられている

## 2地域包括支援センターの業務と 役割について

- 高齢者はこんな事で困っている(1)健康
- 加齢に伴う疾病「認知症」「脳梗塞」「心疾患」「転倒による骨折」「廃用症候群」
- 先天的、後天的疾病「精神遅滞(知的障害)」「精神障害」「鬱病」「学習障害」
- 上記の疾病による二次的障害 例)脳梗塞→認知症→廃用症候群→骨折  
COPD→身体機能低下→骨折→認知症

## 2地域包括支援センターの業務と 役割について

- 高齢者はこんな事で困っている(2)お金
- 年金
- 生活費
- 生活保護

## 2地域包括支援センターの業務と役割について

- 高齢者はこんな事で困っている(3)住まい
- 賃貸・持ち家
- 片づけられない⇒ゴミ屋敷
- 悪臭
- 近隣トラブル

## 3相談から見えるペット飼育の課題

- 高齢者の課題～相談事例から～
- 人とは関わりたくないが、寄り添いは欲しい
- 頼りになるのは人より動物
- やりたくてもできない？
- 自分自身の事もままならない
- 地域からの孤立

## 3相談から見えるペット飼育の課題

- 高齢者の課題～相談事例から～
- 2日目の学会発表で詳しくお話します。

### 3相談から見えるペット飼育の課題

- 高齢者の課題～相談事例から～
- 散歩は1日3回近所に行くが、一回3時間以上の時もある
- 80代女性も一回散歩に行く
- 食事はサプリ等健康に気を使っているが、食事量も減少してきた
- 散歩に行っている80代女性、娘も疲れている
- 担当獣医は通院から訪問診療へ切り替えた
- ペットホテルや入院に関しては以前嫌な思いもした事から否定的、拒否あり

### 3相談から見えるペット飼育の課題

- 高齢者の課題～相談事例から～
- その他、よくある相談としては、高齢者が「猫や犬等ペットがいるから、入院したくない施設に入りたくない」との相談あり
- 本人は医療的処置が必要な状態であるにも関わらず、入院を拒否している
- また、ゴミ屋敷問題に加えて、多頭飼育問題も同時に起こっている事例もあり



## 4資料

- 厚生労働省ホームページ
- 台東区ホームページ
- 地域包括支援センター運営マニュアル2訂  
一般社団法人長寿社会開発センター平成30年6月

## 5まとめ

- ペット問題, 多頭飼育問題は動物の問題だけでは解決できない
- 根本にあるのは人、環境の問題
- 地域包括支援センターは地域の高齢者の相談窓口である事から、さまざまな生活課題を抱えている高齢者をいち早く発見
- 予防的に対応する事が求められる
- ペット問題で介入した時にもし怪しい高齢者がいたら包括へ

○ご清聴ありがとうございました

一般社団法人 ワンウェルフェア  
2022年度ワンウェルフェア大会・学会

# 社会福祉協議会の役割と連携

(社福) 荒川区社会福祉協議会 稲葉 隆裕

# 社会福祉協議会（社協）について

- 社会福祉協議会 … 民間の非営利法人（社会福祉法人）
  - ・昭和26（1951）年の社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づく地域福祉の推進役
  - ・社会福祉法に基づき、全国の都道府県・区市町村に設置
  - ・公共的性格が強い一方で、民間組織としての自主性も有する
  - ・様々な住民組織や行政、関係機関等とのネットワークにより様々な事業に取り組む
- 地域福祉コーディネーター … 多くの区市町村社協で設置が進む専門職
  - ・住民や関係機関と協力し、ネットワークをつくりながら福祉課題の解決を進める調整役
  - ・“モノ屋敷”や“きこもり”など制度で解決しにくいことを含む様々な相談が寄せられる
- ボランティアコーディネーター
  - … 区市町村社協のボランティアセンター等に設置
  - ・地域社会の課題に対してアクションを起こす市民への中間支援
  - ・ニーズとボランティアとのマッチングなど、ボランティアに関する総合相談に応じる

# 愛護動物に関する相談事例との出会い

## ●相談内容 … 飼い主の入院に伴う猫のお世話ボランティアの調整

※飼い主は猫の「多頭飼育」により近隣で問題視される高齢者

## ●対応（目的を人の支援と読み換えて）

- ① ボランティア調整 ～ 地域猫ボランティアの協力
- ② 室内清掃&近隣との調整 ～ 区、包括、清掃局等との連携
- ③ 定期清掃（エサやり含む）の仕組みづくり
- ④ 飼い主の死去に伴う、屋内猫の保護と里親探し  
～ 地域猫ボランティアの協力

## ●事例より

- ・ “余計な支援” を望まない当事者の主体性にどう寄り添うか
  - ・ 「動物のことは宜しく！」と任される住民の主体性、リスクをどう考えるか
- ⇒ 課題のとらえ方によって、支援者の行動も調整の仕方も変わる

# 今後の社協に求められる役割

- あらゆる生活課題への対応 … 多様な相談を受け止める窓口
  - 地域のつながりづくりの再構築
    - … 緩やかな見守り・気づきから解決を試みることのできる地域へ
  - アウトリーチの徹底 …
    - ・ 声を出せない、支援を求めない当事者ニーズをひろう
    - ・ 当事者に寄り添う
    - ・ 活動する地域住民を現場で支える
  - 福祉にとどまらない社協内外との多様な連携（行政を含む）
  - 行政との関係の再構築 … 仕組み、制度化へのアクション
- ⇒ これらを一体的に推進し、課題の深刻化を予防していくこと

# 人とペットの防災

岩浪真紀

p.a.n.d.a.研究室 / 東京都動物愛護推進員 / 愛玩動物飼養管理士

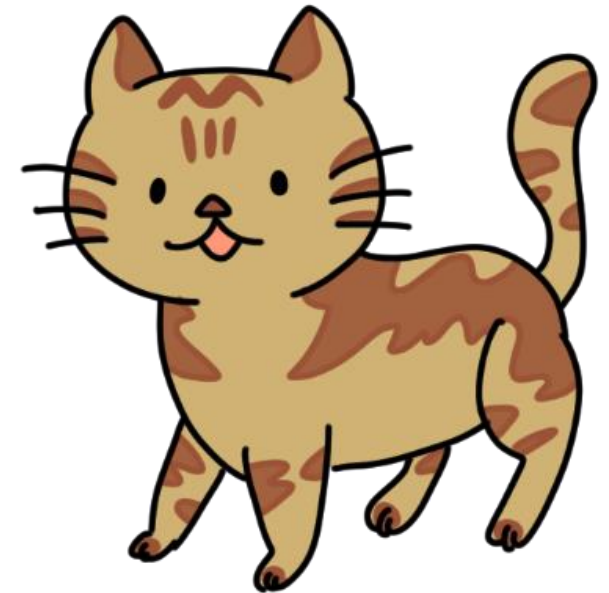
ホリスティックケアカウンセラー / ペットロスハートケアカウンセラー





あらゆる  
想定

# 飼っている動物の種類による備えが必要



## リスクを知る

- 家具などの転倒、落下防止策を行っている
- 居住地域の災害危険度や避難場所を知っている
- 備蓄品はすぐに取り出せる
- 動物たちの非常用持ち出し袋がある
- 動物たちが過ごす場所は安全が確保されている
- 猫の一日の行動を把握している
- 犬には基本的なしつけをしている
- 水槽の水がコンセントにかからない工夫をしている
- 飼育が難しくなった場合の一時預け先を決めてある
- 犬や猫を多頭飼育している

・・・など<sup>106</sup>



## 動物同行避難と在宅避難

---

何故  
必要か

# 動物救護・動物同行避難の必要性

災害時に最も優先されること

→ 人命、人の安全

## 動物救護・動物同行避難の必要性

- ペットの位置づけの変化  
⇒ 「家族の一員」が一般的になりつつある
- 被災者でもある飼い主の心のケアとして  
⇒ 車中避難はエコノミークラス症候群の原因になる可能性も
- ◎ 被災し、放浪している動物を放置することで、  
最優先とされる人命や住民への危険につながる可能性がある  
例) 野生化した犬や猫が人を襲う  
不妊去勢処置がされないまま放浪したために繁殖し、  
人や在来生態系への影響が懸念される など

飼い主の目線、動物愛護の視点のみではありません

## 動物同行避難とは？

災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行させ、避難場所まで安全に避難すること。

動物同行避難

≠

避難所での  
人とペットの同居

- ・ 多くの避難所では人の居住と動物は棲み分けられる
- ・ 動物アレルギーの方、動物が嫌いな方への配慮を



# 社会性を身につける

---

社会性を身につけることは、ストレス緩和につながります。

避難所や動物シェルターでは、かかりつけ医以外の獣医師やボランティアが動物に触れることも考えられます。他の人や動物を怖がらないようにしておくこと緊急時にも役立ちます。

年齢や背格好の違う人々、他の動物、車、バイク、自転車、スケートボードやジョギングしている人など、すべての動く人やモノ、音など、あらゆる状況に慣らせておきます。

# 避難所生活は動物たちにもストレス

災害やいつもと違う環境での生活は動物たちのストレスとなり大きな負担

病気の改善には治療だけではなく ストレス緩和、衛生管理、過密の緩和など**環境改善も必要**

病気の他にも、吠える、咬むなどの問題行動につながることも



## 場合によっては「在宅避難」

自宅の安全が確保されている場合は、自宅での避難を続けることもひとつの方法です。

動物たちにとって住み慣れた場所



ストレスなく落ち着いて過ごすことができる

居住地外の親戚や友人など、一時預け先を複数探しておくことをお勧めします。



## ペットの防災を地域で考える

---

# 地域の中の動物飼育を考える

ペットを飼っている人とのコミュニケーション

とりやすい ← 自然と声かけられる



飼い主

ペットを飼っていない人とのコミュニケーション

とりにくい ← 勇気がいる積極中的な声かけ

近隣トラブルに  
つながりやすい

# 地域での理解も重要

居住地以外の支援者、協力者とのつながりをつくっておく

地域ボランティアの養成

支援の方法は様々・・・ 物資、資金、預かり、移動・運搬 など

地域の防災担当や避難所開設者への普及啓発

地域で登録されている犬の数をすることで避難動物の数を想定する

避難場所の棲み分け計画

物資要請の手順

避難所でのボランティア受け入れ基準

など

すぐに  
できること

# ぜひ、日ごろからシミュレーションを

動物たちの  
「好きなこと」  
「安心できること」を  
たくさん見つけておく

地域の行政機関に確認

- ・ 避難所の場所
- ・ 動物救護対策 など

同じ市区町村内でも、避難所  
ごとに対応が異なる場合も

- ・ 家族で避難訓練を行ってみる
- ・ 可能な範囲で防災訓練にも、  
参加してみる

→まずは数分から

# 動物たちを守るためには 皆さんの無事が最優先です



参考：東京都「令和3年度 人とペットの災害対策 シンポジウム」資料  
災害、あなたとペットは大丈夫？  
人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編> 環境省  
緊急災害時動物救援本部 / 東京都動物救援本部  
p. a. n. d. a. 研究室



# ワンウェルフェア作成 ペットと飼い主の異変 チェックシート2022

## One Welfare check sheet

ペットの飼い方・簡単チェックシート見本

### チェックシート配布中

多頭飼!?  
環境

環境省発行

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン  
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～  
令和3年3月 環境省動物愛護管理室

※ガイドラインは環境省ホームページからダウンロードできます。

### 社会福祉が動物と人を救う

身近で見聞きするささいな情報の中に、  
大きな出来事になってしまうきざしがひそみます。  
社会福祉と動物愛護管理が連携し合い、前もって事故を防ぎ、  
さまざまな支援をすすめるためのチェックシートです。

## 人とpetをつなぐ福祉

※チェックシートと参考資料はA4サイズ、白黒片面10頁です。  
※ホームページからダウンロードできます。コピーしてお使いください。



<https://www.one-welfare.org>  
info@one-welfare.org



人と動物の幸せのために

一般社団法人ワンウェルフェア

2021年に人の福祉と動物福祉が融合して設立した法人です。

〒101-0021  
東京都千代田区外神田6-15-14  
Tel.03-6284-4806 Fax.03-6284-4302





# ワンウェルフェア作成 連携ツール2019

人間・動物福祉連携シート

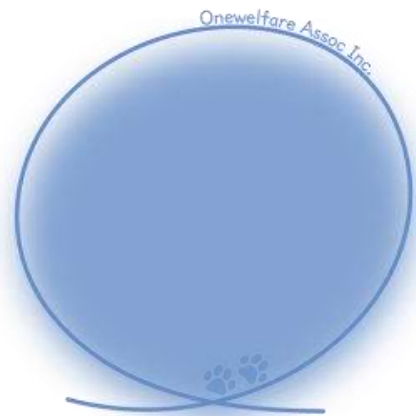
日付: 年 月 日 担当者名: \_\_\_\_\_

人間の状況記入欄		ジェノグラム(家族構成図)	
種別内容(アセスメント理由):			
氏名	性別	S・T・H	年 月 日 ( 歳)
住所		電話番号	
緊急連絡先:氏名		続柄	
電話番号		住所	
家族関係			
医療保険種別			
介護保険状況(申請の有無・介護度)			
障害者手帳区分	身体・知的・精神		
経済区分(収入)	年金 種別(国民・厚生・遺族・障害) 月 円	就労 (仕事内容) 月 円	
生活保護		借金	
主治管理状況			
病名			
病注歴			
主治医			
治療方針・薬			
生活歴			
日常生活の流れ			
サービス利用状況			
入院・死亡時のペット対応の意向			
コミュニケーション	視力		聴力
	意思伝達		
認知と行動	認知障害		
	判断能力		
	指示反応		
	情緒・情動		
	行動障害		
介護力	介護提供	常時可・日中のみ可・夜間のみ可・不定期/なし	
	介護者の健康状態		
	介護者の負担感		
	主疾病(症状痛み等)		
口腔衛生(歯垢含む)			

日付: 年 月 日 担当者名: \_\_\_\_\_

動物の状況記入欄		
種別内容(アセスメント理由)		
動物種別		
ペット名	性別 年齢	
開放		
不妊去勢手術の有無		
予防接種の状況		
鳴き声による騒音		
悪臭		
糞尿被害		
人への攻撃性		
他の動物への攻撃性		
近隣からの苦情の有無・内容		
病名		
既往歴		
奇形の有無・内容		
主治医		
治療方針・薬		
ペット保険加入状況		
成育歴		
1日の行動パターン		
ペットに費やせる金額		
飼い主への態度・反応		
支援者への態度・反応		
認知と行動	認知障害	
	指示反応	
	情緒・情動	
	行動障害	
疾病	疾病による症状	
	耳	
	目	
	口	
	鼻	
	呼吸	
鳴き声		





# 動物問題 LINE相談

## 毎月第1月曜日

## 15～18時

# <https://lin.ee/TqSXCbn>

秘密厳守、相談無料。

### <相談例>

- 一般：飼育しきれない数の動物を飼っている人が地域にいる、猫に餌をあげている人どうしが喧嘩している、etc
- 福祉職：訪問したお宅の猫が前回よりも増えている、訪問したお宅に去勢されていない猫がいる、利用者が野良猫を拾ってきた、etc
- 動物関係者：多数の猫を保護してほしいという依頼に困っている、いつものエサやりさんが来なくて心配、etc



# GO HAPPY



## ワンウェルフェア 動物問題LINE相談

### SAVE THE ANIMAL\* HUMAN

動物問題とその背景にある人の問題を考えます。

ご相談は一般、福祉職、動物職など、どなたでも、人の福祉職や動物職などが相談をお受けします。

毎月第1月曜日  
15～18時  
17:30  
受付終了



一般：飼育しきれない数の動物を飼っている人が地域にいる、猫にエサをあげている人同士が喧嘩している、etc



福祉職：訪問したお宅の猫が前回よりも増えている、訪問したお宅に去勢されていない猫がいる、利用者が野良猫を拾ってきた、etc



動物関係者：多数の猫を保護してほしいという依頼に困っている、いつものエサやりさんが来なくて心配、etc



気づき



思いやり



連携

一般社団法人ワンウェルフェア  
<https://www.one-welfare.org/>  
LINE: <https://lin.ee/TqSXCbn>



# ワンウエルフェア オンラインセミナー

～動物問題と人への支援を考える連続セミナー～

毎月第2土曜日

19:00～20:00

動物問題の根っこにある、飼い主の抱える課題から、人と動物の幸せを目指し、連携を考え、動物の幸せを目指します



動物問題と人への支援を考える連続セミナー

10/10 SAT  
11/12 SAT  
12/10 SAT  
1/14 SAT  
2/11 SAT  
3/11 SAT  
参加費

動物愛護機関の役割と連携 (8)  
講師: 工藤久美子 (NPOねこだすけ)

ケアマネジャーの役割と連携  
講師: 岩田有佳乃 (主任介護支援専門員)

地域包括支援センターの役割と連携  
講師: 中村佳一 (社会福祉士)

社会福祉協議会の役割と連携  
講師: 稲葉隆裕 (社会福祉士)

災害時のペット問題と連携  
講師: 岩浪真紀 (動物愛護推進員)

支援・ツール・連携の実際  
講師: 新美育子 (社会福祉士)

各回1000円  
全回参加者には修了証発行

<https://one-welfare-seminar2022.postix.com/>

<https://www.one-welfare.org>

FROM 19:00 TO 20:00  
対象: 動物職、福祉職、行政、その他関心のある方

一般社団法人ワンウエルフェア

SEMINAR

ONLINE

Your THOUGHT



info@one-welfare.org



## 会員募集

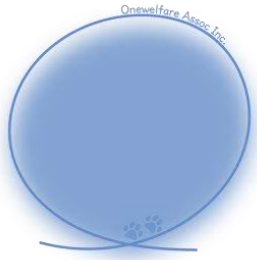
- 一般社団法人ワンウェルフェアでは一緒に活動する会員を募集しています
- メリット：定例会への参加（事例研究）、情報配信、ボランティア参加等
- 会費：年3000円
- ご希望の方は以下より①氏名②住所③メールアドレス④電話番号⑤所属を記入の上、申してください
- <https://www.one-welfare.org/>



## 寄付募集

- 一般社団法人ワンウェルフェアでは寄付を募集しています。  
主に以下の事業に活用させていただきます。
- 相談事業、普及啓発事業の周知（チラシ作成と配布）、各種講座・研修資料作成、講師料、会場費、オンライン使用料、事務経費、相談員人件費、交通費、保険料、そのほか事業に関わる経費など
- 申込はこちらから：<https://congrant.com/project/onewelfare/3066>





# お願い

- 資料の活用の際はこちらへご連絡ください。info@one-welfare.org

終了後アンケートにご協力ください  
10月10日までに送信をお願いします。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd1fzl4EQ2yfwPH78IEex1EDsVDcTor-3MDNsGoOVByFXgFqQ/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSd1fzl4EQ2yfwPH78IEex1EDsVDcTor-3MDNsGoOVByFXgFqQ/viewform?usp=sf_link)





ご清聴ありがとうございました

気づき



思いやり



連携



人と動物の問題を考える合言葉

